

平成27年第2回定例会

戦略企画雇用経済常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第197号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について 1
- (2) 議案第200号 伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案について 9

◎ 所管事項説明

- (1) 『「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(仮称)中間案に対する意見」への回答について 24
- (2) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画(仮称)最終案について 26
(別冊1-1・1-2)
- (3) 伊勢志摩サミットについて 28
- (4) 企業誘致の推進について 55
- (5) シャープ株式会社亀山工場立地に伴う経済波及効果等について 59
- (6) みえリーディング産業展2015の開催結果について 69
- (7) 三重県新エネルギービジョン改定版(仮称)〈最終案〉について 71
(別冊2)
- (8) 雇用施策の推進について 90
- (9) 三重テラスの運営状況について 96
- (10) 国際展開の推進について 98
- (11) 三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)最終案について 102
(別冊3)
- (12) 各種審議会等の審議状況の報告について 117

平成27年12月9日

雇用経済部

(1) 議案第 197 号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 197 号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

雇用経済部が所管している公の施設「三重県営サンアリーナ」について、平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営サンアリーナ条例（平成 6 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

(1) 施設名称 三重県営サンアリーナ

(2) 設置場所 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4

4 指定管理候補者の名称等

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4

名称 株式会社スコルチャ三重

代表者 代表取締役 濱田 典保

5 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 27 年 7 月 17 日から平成 27 年 9 月 4 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4

名称 株式会社スコルチャ三重

代表者 代表取締役 濱田 典保

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

- 委員長 山川 政美 (学校法人津田学園高等学校校長)
委員 伊藤 由美子 (イセツ株式会社営業推進役)
委員 河之口 学 (三重弁護士会推薦弁護士)
委員 滝澤 多佳子 (東海税理士会副会長)
委員 多田 靖 (公募により選出)

イ 審査の経過

- 平成 27 年 6 月 23 日 第 1 回選定委員会 (審査基準等の作成)
平成 27 年 10 月 2 日 第 2 回選定委員会 (ヒアリング審査)
平成 27 年 10 月 23 日 第 3 回選定委員会 (最終審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数 1,840 点満点)

株式会社スコルチャ三重 (評価点 1,415 点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

カ 選定した理由

- 選定委員会の意見を踏まえ、
- ・平成 18 年度から現在まで施設を管理した実績を有し、施設の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
 - ・施設管理の質を維持しつつ運営コストの削減を見込んだ事業計画であり、5 年間を通じて安定した経営が期待できること。
 - ・管理運営にあたり、専門性やノウハウ、スキル等を生かすとともに、毎朝のミーティング及び定期的な会議を通じ、職員の共通認識の醸成を図る等、適切な管理運営が期待できること。
 - ・創意工夫した誘客活動や自主イベントの実施、使いやすい料金体系への改善等が計画されており、今後の利用の拡大や県民サービスの向上が期待できること。
 - ・責任体制、組織体制及び危機管理体制が適切であること。
- などを評価しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

他団体・地域と連携したイベント誘致並びに多彩な自主事業の展開による新たな利用者層の拡大や、利用者の声の把握や職員提案の積極的な採用を通じた利用者満足度の向上、多彩な広報手段の活用、さらに、使いやすい料金体系の導入等によって、県民の健康増進と集客交流の拠点に相応しいサービスを持続的に提供することが期待できます。

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の 指定管理料上限 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①－②)
1,037,130 千円	1,028,300 千円	8,830 千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 平成 27 年 12 月 | 指定管理者の指定 |
| 平成 28 年 3 月 | 協定書の締結 |
| 平成 28 年 4 月 | 指定管理者による施設管理の開始 |

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
<p>①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>1 管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか</p> <p>2 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>3 社会的弱者(老人、障がい者)への配慮等、利用者の公平・公正な利用について考慮しているか</p> <p>4 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮(環境負荷に低減に関する取組)への対応は適切か</p>	<p>・サンアリーナの機能、特性を最大限発揮し、常に利用者の立場に立った管理を行い、利便性の向上を図るとともに、利用者の意見や要望を反映し、県民サービスの質の向上に努めること。</p> <p>・施設の設置目的、基本方針に則した管理を行い、住民の平等利用が確保され、施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の縮減に努めること。</p> <p>・企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組みを行うこと。</p>	200点	<p>・時間単位数料金性や各種割引、減免措置等、小規模でも利用しやすい料金体系を導入。</p> <p>・空調使用の制限、LED化等、環境負荷低減への取組み。</p> <p>・おもいやり駐車場の設置、車いすの整備、障がい者優先席の提供など、社会的弱者への配慮を行う。</p>	160点
<p>②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>1 利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか</p> <p>2 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか</p> <p>3 維持管理は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか</p> <p>4 施設等の維持管理が効率的で安定的に行われる取組が提案されているか</p> <p>5 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>6 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p> <p>7 個人情報保護を積極的に行うチェック体制や責任体制、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<p>・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制を整備し、危機管理マニュアルを作成すること。</p> <p>・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。</p> <p>・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。</p> <p>・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置をするとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。</p> <p>・関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。</p> <p>・利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。</p> <p>・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者、来館者の安全を確保し、利用等の妨げにならないように配慮すること。</p>	440点	<p>・日常の館内外巡視を徹底し、課題箇所の早期発見と迅速な処置に努める。</p> <p>・災害発生時の避難場所及び避難経路の案内図を掲示。</p> <p>・危機管理規定、危機管理マニュアル、緊急連絡体制の作成。</p> <p>・利用者避難誘導訓練、関係先通報訓練、消火訓練を年2回実施。</p> <p>・職員や委託作業要員の事故防止のため、安全作業マニュアルを作成。</p> <p>・伊勢志摩サミット、全国菓子大博覧会に向けてカメラ増設などセキュリティを強化。</p> <p>・個人情報保護のため、行動指針の策定、職員向け研修、保管場所の限定等を実施。</p>	336点

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用促進を図るため、他の団体又は地域と連携し、各種のコンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開すること。 	640点	<ul style="list-style-type: none"> 多彩な広報手段を活用して開催予定のイベントをPRするとともに、大型イベントの誘致のためプロモーション会社への提案営業や、地域の各種団体への利用提案を実施する。 音楽、文化、スポーツ、市民祭りなど幅広く自主事業を実施。シニアの健康維持や女性向け事業などを今後の重点取組みとしつつ、収支バランスも高めて継続性と品質性を確保する。 地域団体と連携して各種誘致活動や自主事業の共同開催に取り組むとともに、地域企業とも年間協賛や交流イベントの実施等によって連携する。 来館者の滞在環境改善のため、テーブル、椅子、テレビ等を設置。また、会議室でのLAN端子の設置や館内フリーWi-Fiの整備によりインターネット環境を確保。 予約方法、利用料金、後納申請など各種手続きについてホームページで公開し、予約管理システムとサーバーシステムを導入し利用に係る一連の業務を集中管理。 館内に意見箱を設置し、電子アンケートを定期的に行うことで利用者の声を把握する。 会議室稼働率、トレーニング室・フィットネス室利用人数について独自の成果目標を設定している。 	486点
1 施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ、文化、国際交流、集客交流等に関する自主事業を実施し、地域団体等と協働しながら地域の豊かなコミュニケーションづくりに寄与すること。 			
2 各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、来館者から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理の業務に反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。 			
3 自主事業は具体的に独創性があり、集客交流につながる内容となっているか	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、来館者の満足度を調査するとともに、その結果を分析のうえ、満足度の向上に努めること。 			
4 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> 条例第13条の規定に基づき、利用の許可に関する業務を行うこと。 			
5 飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか	<ul style="list-style-type: none"> 利用の申込み等から許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにすること。 			
6 利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	<ul style="list-style-type: none"> 条例第17条の規定に基づき、利用料金の収受に関する業務を行うこと。 			
7 他の団体との連携は具体的に効果的な提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金の収受に関する規程を整備すること。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に行う、後納、減免、返還等についても規程を整備すること。 			
8 地域との協働の取組は具体的に効果的な提案がなされているか				
9 地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか				
10 サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか				
11 利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすいものとなっているか				
12 利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか				
13 指定管理者自らが設定した成果目標は具体的に適切な内容となっているか				
14 県が設定した成果目標が達成できる具体的に適切な方法が提案されているか				

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること 1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか 3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか 4 県費負担額の軽減につながっているか	・施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の削減に努めること。	240点	・人材育成やサービス維持のため正社員主体の運用をしつつ、労働時間管理を徹底して人件費の適正化を推進する。 ・照明や空調の運転管理に努め、水光熱費の削減に取り組む。 ・新規の自主事業にも取り組み、収支バランスを維持していく。	183点
⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること 1 提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか 2 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか 3 提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか 4 国内外のMICE誘致、開催等に対応できる人材育成方針、研修計画となっているか	・常勤の総括責任者を配置し、効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制とすること。 ・効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制とすること。 ・サービスの向上を図るため、職員の研修を定期的に行うこと。 ・県施策の趣旨を理解し、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	320点	・過去の管理期間中に多数の契約社員を正社員に登用。育児休業や短時間勤務により働きやすい職場づくりに取り組む。 ・全日開館のためシフト型勤務とし、深夜勤務や繁忙期でも無理が生じないよう配慮。 ・安全確保のための各種訓練、救命講習、接客研修など社員向けに各種研修を行うとともに、専門技能研修や資格取得も促進。	250点
総合審査結果		1,840点		1,415点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地の4 名称 株式会社スコルチャ三重 代表者 代表取締役 濱田 典保
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。 ・平成18年度から現在まで本施設を管理した実績を有し、施設の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられる。今後とも運営にあたって、利用者からの提案はもちろん、職員からの提案を事業運営に反映させ、より利用者の満足、さらには稼働率向上につなげていただきたい。 ・施設管理の質を維持しつつ運営コストの削減を見込んだ事業計画であり、5年間を通じて安定した経営が期待できるものである。しかし、過去の状況を見ると全体では黒字であるものの、赤字の年もあり、より安定経営に努めていただきたい。 ・管理運営にあたり、専門性やノウハウ、スキル等を生かすとともに、毎朝のミーティング及び定期的な会議を通じ、職員の共通認識の醸成を図る等、適切な管理運営が期待できる。引き続き委託先の職員も含めた関係者の情報共有、連携を図りつつ管理運営にあたっていただきたい。 ・創意工夫した誘客活動や自主イベントの実施、使いやすい料金体系への改善等が計画されており、今後の利用の拡大や県民サービスの向上が期待できる。引き続き、多彩な広報手段を活用し、地元伊勢市だけでなく、より広範囲に広報しつつ、稼働率、利用者数の向上に努めていただきたい。 ・責任体制、組織体制及び危機管理体制は適切である。今後とも、的確な運営が継続できるよう次世代の育成にも積極的に取り組んでいただきたい。また、国の威信をかけて開催されるサミットの国際メディアセンターとなることから、良い印象を持って帰っていただけるよう、地元と連携してしっかり管理運営にあたっていただきたい。

(2) 議案第 200 号 伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺 地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案について

1 条例案の概要

関係機関と調整のうえ、条例案を作成しました。
その概要は、別紙 1 のとおりです。

2 国の動向

(1) 「航空法」

小型無人機の飛行ルールを定める改正航空法が 9 月に成立しました。
12 月 10 日から施行されます。

(2) 「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」 法律案は、参議院で閉会中審査となりました。

3 今後のスケジュール

平成 28 年 1 月 27 日 条例施行

4 住民等への周知方法

住民の方々には、本条例の施行について、

- ・ 住民懇話会での説明
- ・ ホームページへの掲載や SNS での配信等、インターネット環境の活用
- ・ チラシの配布や自治会での回覧板の活用
- ・ 公的施設へのチラシ掲出
- ・ 大型スーパー、玩具店等へのチラシ掲出の依頼
- ・ 農業、漁業関係者に対する勉強会の開催

等、あらゆる機会・手段を活用した周知に努めていきます。

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案

右提出する。

平成二十七年十一月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「対象地域」とは、志摩市阿児町神明に所在する賢島の円山公園内の四等三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基づく四等三角点をいう。）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の地域（海域を含む。）をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、次条第一項の規定により指定された施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、次条第二項の規定により指定された地域をいう。

4 この条例において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

5 この条例において「要人」とは、内閣総理大臣及びその配偶者並びに別表で定める外国要人をいう。

6 この条例において「敷地」とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

(対象施設等の指定等)

第三条 知事は、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人への危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、併せて当該対象施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲三百メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 知事は、第一項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長（当該対象施設に係る対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察本部長及び第四管区海上保安本部長）と協議しなければならない。

4 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示しなければならない。

5 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちにその指定を解除しなければならない。

6 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第四条 何人も、平成二十八年三月二十七日から同年五月二十八日までの間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。ただし、次条第一項の規定による知事の許可を受けた者がその許可に係る小型無人機を飛行させる場合及び国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機を飛行させる場合については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機を飛行させようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公安委員会(小型無人機を飛行させる経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第四管区海上保安本部)に通報しなければならない。

(飛行の許可)

第五条 前条第一項に規定する期間に、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、要人への危険を未然に防止するため必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(許可の申請書の記載事項)

第六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 操縦する者の氏名及び住所

三 小型無人機の飛行の目的

四 小型無人機の種類、大きさ、形状及び数

五 小型無人機を飛行させる日時、飛行させる時間及び飛行させる地域

六 小型無人機に付属させる機器等の有無及びその内容

七 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、飛行させる経路を記載した図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可をしてはならない。

一 対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させることによ

- り、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。
- 二 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。
- 三 前二号に準ずるものとして知事が必要と認めるとき。

(変更の許可)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則に定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第九条 知事は、第五条第一項及び前条の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 二 前条の規定に違反したとき。

(安全の確保のための措置)

第十条 知事は、第四条第一項の規定に違反して小型無人機を飛行させ、又は飛行させるおそれがあると認められる場合には、当該小型無人機を飛行させ、又は飛行させるおそれがある者に対し、当該小型無人機を対象地域及び対象施設周辺地域の上空から退去させることその他要人への危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機を飛行させ、若しくは飛行させるおそれがある者に対し当該措置を命ずるとまがなないときは、職員又は警察官は、要人への危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 県は、前項の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(第四条第一項の規定に違反して小型無人機を飛行させ、又は飛行させるおそれがあると認められた者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係機関への協力要請)

第十一条 知事は、第五条第一項及び第八条の許可をしようとするとき又は第九条の許可の取消しをしようとするときは、国及び地方公共団体の関係機関に協力を求めることができる。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十三条 第四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十八年一月二十七日から施行する。ただし、附則第四項及び第五

- 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十八年五月二十八日限り、その効力を失う。
 - 3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(準備行為)
 - 4 知事は、この条例の施行前においても、第三条第一項及び第二項の規定の例により、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設周辺地域を指定することができる。
 - 5 前項の規定により指定された対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設周辺地域は、この条例の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により指定されたものとみなす。
- 別表 外国要人(第二条関係)
- 一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)
及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
 - 二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
 - 三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
 - 四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者
 - 五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
 - 六 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

提案理由

伊勢志摩サミット開催時の要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資するため、対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における 小型無人機の飛行の禁止に関する条例案の概要

1 規制目的

この条例は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする。

2 規制対象

(1) 人

- ア 飛行させている者
- イ 飛行させようとしている者

(2) 物

小型無人機

3 規制期間

平成28年3月27日から同年5月28日までの間

4 規制場所

- (1) 志摩市賢島内の円山公園内の四等三角点を中心として1,500mの半径を有する円内の地域（海域を含む。）
- (2) 知事の指定する対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300mの地域

5 規制方法

- (1) 許可制
- (2) 即時強制

6 罰則

無許可で小型無人機を飛行させた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

7 施行

平成28年1月27日

ただし、あらかじめ規制区域を指定する必要があることから、一部規定については公布の日

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における 小型無人機の飛行の禁止に関する条例案骨子

(目的)

第1条 この条例は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で用いる用語の定義を規定する。

○ 対象地域

志摩市賢島内に所在する基準点を中心として1, 500mの半径を有する円内の地域（海域を含む。）をいう。

○ 対象施設

○ 対象施設周辺地域

○ 小型無人機

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

○ 要人

内閣総理大臣及びその配偶者並びに別表（注1）で定める外国要人をいう。

(対象施設等の指定等)

第3条 対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及び対象施設周辺地域の指定などについて規定する。

○ 第1条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、併せて当該対象施設の敷地又は区域を指定するものとする。

○ 当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

○ 対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長等と協議しなければならない。

- 対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示しなければならない。

(対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第4条 平成28年3月27日から同年5月28日までの間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならないことを規定する。

ただし、許可を受けた者及び国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機を飛行させる場合は除く。

なお、国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機を飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を公安委員会等に通報しなければならない。

(飛行の許可)

第5条 平成28年3月27日から同年5月28日までの間に、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させようとする者は、知事の許可を受けなければならないことを規定する。

なお、許可に条件を付けることができる。

(許可の申請書の記載事項)

第6条 許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないことを規定する。

- 氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名）
- 操縦する者の氏名及び住所
- 小型無人機の飛行の目的
- 小型無人機の種類、大きさ、形状及び数
- 小型無人機の飛行させる日時、飛行させる時間及び飛行させる地域
- 小型無人機に付属させる機器等の有無及びその内容
- その他の事項

(許可の基準)

第7条 次のいずれかに該当するときは、許可をしてはならないことを規定する。

- 対象地域及び対象施設周辺地域の上空において小型無人機を飛行させることにより、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。
- 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。

- 知事が必要と認めるとき。

(変更の許可)

第8条 許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、許可を受けなければならないことを規定する。

(許可の取消し)

第9条 許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができることを規定する。

- 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 第8条の規定に違反したとき。

(安全の確保のための措置)

第10条 規定に違反して小型無人機を飛行させ、又は飛行させるおそれがあると認められる場合に、当該小型無人機を飛行させ、又は飛行させるおそれがある者に対し、要人への危険を未然に防止するために必要な措置をとることができることを規定する。

(関係機関への協力要請)

第11条 許可をしようとするとき、又は許可の取消しをしようとするときは、国及び地方公共団体の関係機関に協力を求めることができることを規定する。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定する。

(罰則)

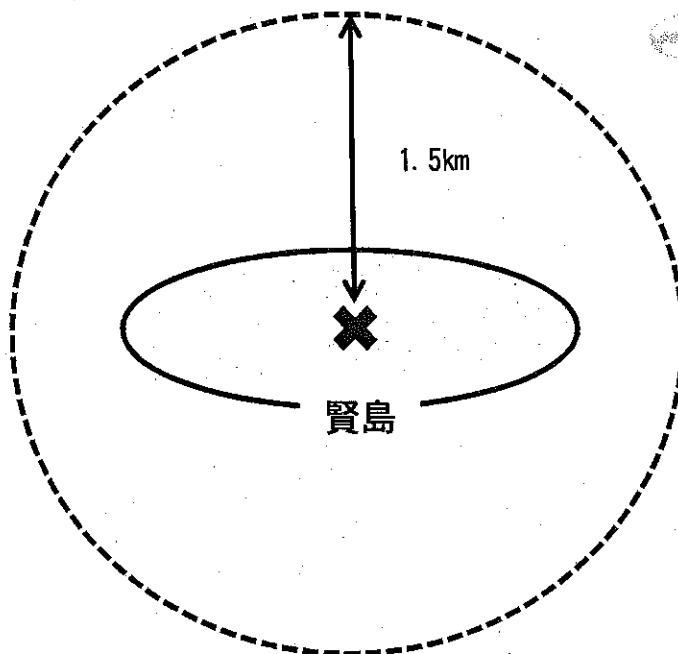
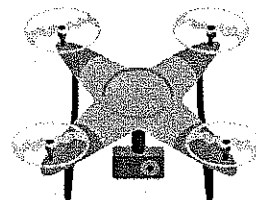
第13条 第4条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを規定する。

附則で施行期日、準備行為を規定する。

(注1) 別表 外国要人 (第2条関係)

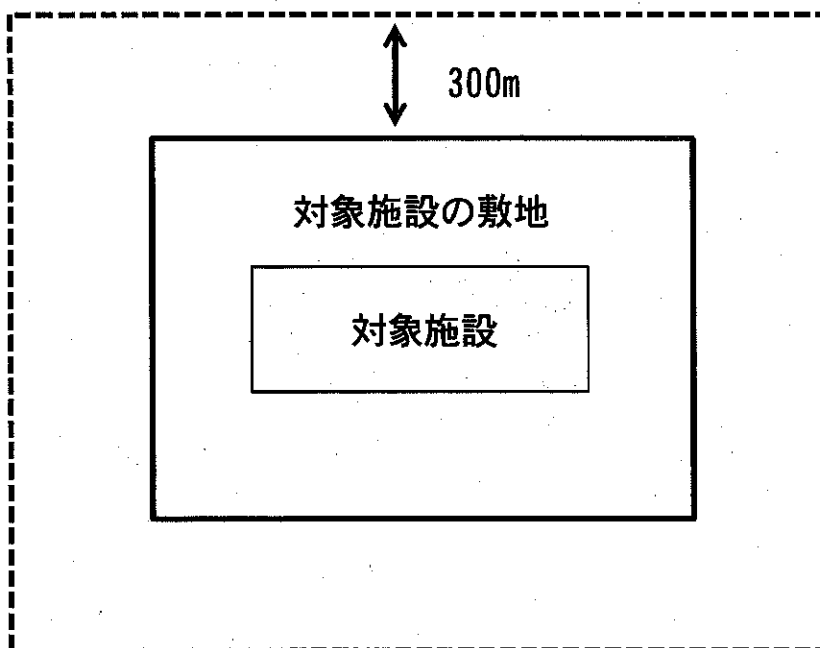
- 1 外国の元首 (当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。) 及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 2 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 3 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
- 4 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者
- 5 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
- 6 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

小型無人機の飛行規制範囲
(イメージ図)



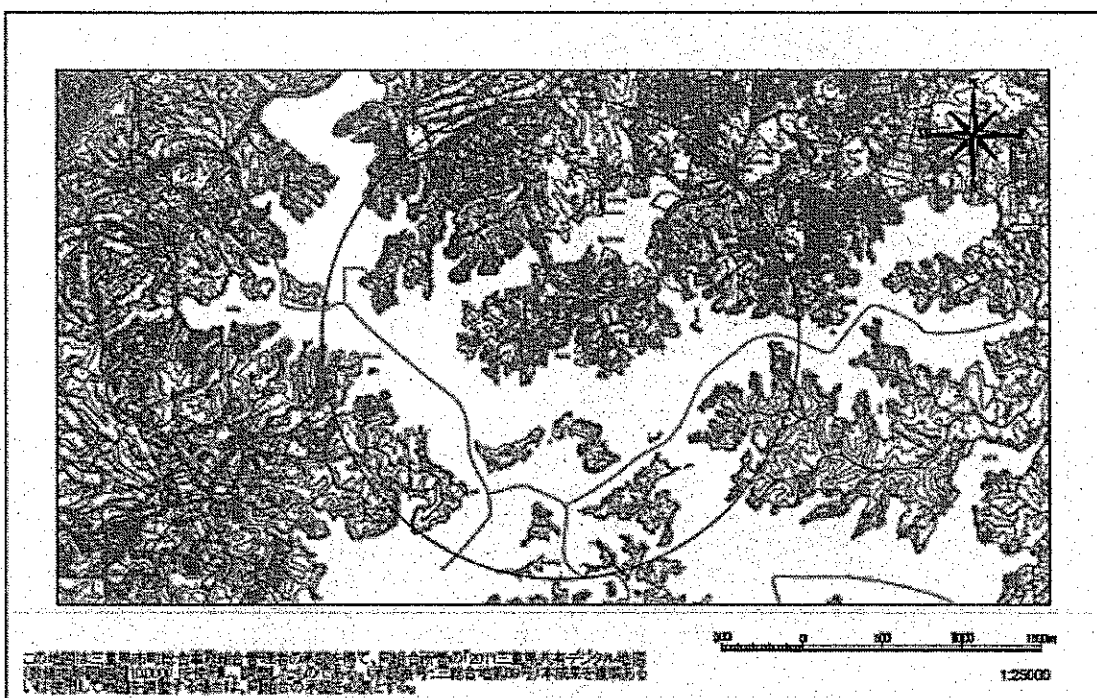
【賢島周辺の飛行規制範囲】

- ・ 賢島の島内 (実線内の範囲)
- ・ 賢島内の基準点から1.5kmの範囲内 (点線内の範囲)



【施設周辺の飛行規制範囲】

- ・ 施設の敷地内 (実線内の範囲)
- ・ 施設の境界から300mの範囲内 (点線内の範囲)



賢島四等三角点を中心とした半径1.5kmの範囲



賢島四等三角点の状況



賢島四等三角点を示す石柱の状況

(1) 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答について

戦略企画雇用経済常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
324	地域エネルギー力の向上	雇用経済部	RDF焼却・発電事業の課題、今後の展開等をふまえ、施策における位置付けについて検討されたい。	RDF焼却・発電事業は平成32年度末には終了することと、市町等における焼却施設でのごみの未利用エネルギーとしての活用が進んでいることから、基本事業32405「公営電気事業における電力の供給」は削除しました。
332	観光の産業化と海外誘客の促進	雇用経済部 観光局	「人にやさしい観光の基盤づくり」の目標項目が「三重県版バリアフリー観光の理解者の割合」となっているが、漠然としているため、明確で具体的な目標項目とすることも検討されたい。	「三重県版バリアフリー観光の理解者の割合」については、観光関係者へのアンケートにより把握するものであり、調査相手が限定的なため、より県民に分かりやすい目標となるよう、三重県観光客実態調査の「観光旅行者満足度」に変更しました。 また、「観光旅行者満足度」については、基本事業33201「持続可能な観光地づくり」の目標としていたため、基本事業33201「持続可能な観光地づくり」の目標を「観光旅行者満足度」から観光庁宿泊旅行統計調査の「県内の延べ宿泊者数」に変更しました。

(2) みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案について

（中間案からの主な修正箇所について）

平成 27 年 10 月 5 日の戦略企画雇用経済常任委員会において、みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案についてご審議いただき、11 月 10 日、県議会から中間案に対する知事への申し入れを頂戴しました。

また、パブリックコメントにより、県民の皆様からのご意見も頂戴し、これらを踏まえながら、最終案を策定しました。

中間案からの主な修正箇所については、以下のとおりです。

○主な修正箇所

施策 3 2 1 中小企業・小規模企業の振興

- ・「取組方向」の 1 つめに、「関係団体と連携しながら地域の実情に応じた支援」に取り組む旨を追加
- ・「取組方向」の 4 つめに、「食・観光産業などサービス産業において、ホスピタリティ人材の育成・確保」を図る旨を追加

施策 3 2 2 ものづくり・成長産業の振興

- ・「県民の皆さんとめざす姿」において、「成長産業への挑戦ならびに三重のものづくり産業が日本のものづくり産業の発展を支えている」旨を追加

施策 3 2 3 「食」の産業振興

- ・「県民指標」を変更（伸び率としていた指標を金額ベースに変更）
（中間案）食品製造業の製造品出荷額等及び宿泊業・飲食サービス業の年間売上額の伸び率
（最終案）県内における飲食料品の製造品出荷額および販売額の合計

施策 3 2 4 地域エネルギー力の向上

- ・基本事業「32405 公営電気事業における電力の供給」を削除

施策 3 2 5 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

- ・「県民指標」を変更（伸び率としていた指標を達成率に変更）
（中間案）県内への設備投資の伸び率
（最終案）県内への設備投資目標額に対する達成率

施策331 国際展開の推進

- ・基本事業「33101 国際交流の推進」の目標項目の説明において、「県内の市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数」の補足として、「(友好提携・覚書(MOU)等の締結)」を追加

施策332 観光の産業化と海外誘客の促進

- ・「新しい豊かさ・協創の視点」において、伊勢志摩サミット開催の好機を生かす旨を追加
- ・基本事業「33201 持続可能な観光地づくり」の「活動指標」を変更
(中間案) 観光旅行者満足度
(最終案) 県内の延べ宿泊者数
- ・基本事業「33204 人にやさしい観光の基盤づくり」の「活動指標」を変更
(中間案) 三重県版バリアフリー観光の理解者の割合
(最終案) 観光旅行者満足度

施策333 三重の戦略的な営業活動

- ・「取組方向」の1つめに、「農林水産業との連携した「食」ならびに地域資源を活用した産品創出、販路確保」に取り組む旨を追加
- ・「取組方向」の2つめに、「包括協定締結企業とのフェア、商談会の開催、県内事業者とのマッチング機会の確保、県産品の販路拡大、誘客促進」などに取り組む旨を追加

施策341 次代を担う若者の就労支援

- ・「新しい豊かさ・協創の視点」において、次代を担う若者と企業の人材確保に対する支援に取り組む旨を追加
- ・基本事業「34101 若年者の雇用支援」の「活動指標」の名称を変更
(中間案) 雇用対策事業による若者の就職率
(最終案) おしごと広場みえに登録した若者の就職率

施策342 多様な働き方の推進

- ・基本事業「34202 女性、高齢者の雇用支援」の「活動指標」を変更
(中間案) 県が支援を行った女性及び高齢者のうち就労している人の割合
(最終案) 女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合

(3) 伊勢志摩サミットについて

伊勢志摩サミットに向けた主な取組状況（10月5日以降）

1 「開催支援」に関すること

(1) 住民懇話会（別紙1）

サミット開催に関する情報を住民へ提供し、住民の理解を促進するとともに、住民の抱える不安を解消するため、県警察本部、海上保安庁第四管区海上保安本部と連携し、地元4市町の自治会（区）長を対象に、第1回住民懇話会を開催しています。11月20日に南伊勢町で、11月28日に鳥羽市及び志摩市で開催し、12月10日には伊勢市で開催する予定です。

今後、第2回を平成28年2月頃、第3回を平成28年4月下旬から5月上旬に開催し、地元4市町の住民に加え、幅広い分野の方々に情報提供を行う予定です。

(2) 宿泊予約センター

8月24日に設置した宿泊予約センターでは、来年の3月24日から5月29日までを5つの期間に分けて、それぞれの期間に必要と想定される客室を確保できるよう、伊勢志摩地域を中心に取組を進めています。現時点では、最大2万5千人の宿泊を想定するサミット開催前後（5月24日から29日）の期間以外は、必要数を確保できている状況です。

サミット開催前後の期間については、首脳会議場及び国際メディアセンター周辺の洋室のある施設を中心に、必要な客室の確保に努めています。

なお、5月9日から28日まで、各宿泊施設に新規の宿泊予約を受け付けないよう7月に協力依頼を行いました。これを10月16日に解除するとともに、宿泊予約センターによる配宿への協力申出があった客室のうち、使用見込みのない客室については、11月10日以降、順次、各宿泊施設への返還作業を行っています。

(3) 弁当供給体制

警備、消防、医療の関係者等に、県産食材を活用した安全・安心な食事を提供するため、県民会議では、①屋外保管を前提とする大規模かつ継続的な弁当需要（以下、「大規模需要」という。）と、②屋内保管を前提とする比較的小規模かつ短期・不定期的な弁当需要（以下、「小規模需要」という。）に分けて、準備を進めています。

大規模需要への対応については、10月30日から11月30日にかけて、業務実施事業者を選定する企画提案コンペの募集を行いました。

今後、プレゼンテーション審査や弁当製造に係る食品衛生状況の確認等を経て、業務実施事業者を選定し、平成28年1月に弁当受注窓口を設置する予定です。なお、業務実施事業者の選定においては、万全の衛生管理体制の確保を最も重要な要件とし、弁当の受注処理体制、県内事業者の参画、県産食材の活用等から総合的に判断することとしています。

また、食事を提供できない宿泊施設や、国際メディアセンター内の支援事業者等の屋内保管が可能な小規模需要への対応については、地域の比較的小規模な弁当製造事業者等でも弁当の供給を行えるよう、各地域の商工団体等と連携して、両者のマッチングを促進していきます。

2 「おもてなし」に関すること

(1) 広報全体計画（節目イベント）（別紙2）

サミット開催に向けた機運を醸成するため、県民会議では広報・発信のリズムとヤマ場を創る広報全体計画を策定し、開催まで200日、150日等、節目ウィークを設けて、広報活動を行っています。

サミット開催200日前（11月8日）ウィークには、県内全域において広くサミットを周知するため、カウントダウンボードの県内一斉設置（新たに287台を設置）、イオンモール東員でのイベントの開催、市町と連携した広報等を行いました。

今後、サミット開催150日前（12月28日）ウィークには、県内に加えて、首都圏を中心とする全国を対象に、話題性向上を図っていきます。具体的には、名古屋圏及び首都圏・関西圏へのカウントダウンボードの設置、三重テラスでのイベントの開催等を行う予定です。また、県内では1月16日に鈴鹿市で第2回伊勢志摩サミットフォーラムを開催するとともに、県内市町と各県庁舎での懸垂幕・横断幕の設置等を行う予定です。

(2) 外国語案内ボランティア

サミットの開催に際して、海外報道関係者の円滑な取材・報道活動を支援するため、国際メディアセンターや県内主要駅等のインフォメーションセンター等において、外国語で交通や観光等の案内を行うボランティアを10月30日から12月10日まで募集しています。12月2日時点で、募集定員の200名程度を大きく超える、411名から応募がありました。

今後、各応募者を選考の上、2月から3月にかけて、事前研修（語学・接遇等）を実施する予定です。

また、上記募集とは別に、複数の企業から、職員を外国語ボランティアとして派遣する協賛事業の提案を受けており、合わせて案内業務に携わっていただく予定です。

3 「明日へつなぐ」に関すること

(1) ジュニアサミット（別紙3）

10月27日に、外務大臣から、G7各国の高校生を対象としたジュニアサミットを、平成28年4月22日から、三重県桑名市を主会場とし、県内各地で視察、交流イベントを行う形で開催することが発表されました。また、ジュニアサミットに参加する日本代表を三重県内から4名を選出するよう、外務省から依頼があり、県内で広く募集を行いました。

今後、応募者の中から日本代表としての参加者を選出するとともに、ジュニアサミット参加者に、三重県の美しい自然や豊かな伝統・文化等を体験・体感いただくため、三重県ならではの歓迎・交流行事や、県内の高校生等との交流を含む県内各地分散型の体験・交流の具体的なプランについて、国に提案していく予定です。

(2) 国際理解・国際交流プログラム (別紙4)

サミット開催を契機に、次世代を担う子どもたちが、サミット参加国について理解を深めるとともに、国際的な視野や感覚を身に付けるきっかけとするため、11月16日から平成28年3月16日までの期間に全90回、県内の保育所や幼稚園、学校、市町、企業、団体等、多様な主体が行う授業や講座等に、サミット参加国に詳しい方々を講師として派遣することとしています。12月2日時点で、延べ136回分(北勢61回、中南勢22回、伊賀10回、伊勢志摩42回、東紀州1回)の申込があり、11月30日に第1回を実施しました。

また、外務省においても、同省若手職員を講師として、「イチからわかる!サミット塾」を12月上旬から平成28年3月中下旬までの期間に、県内の小学校・中学校・高等学校各5校程度で実施する予定であり、県教育委員会等と連携して、実施に向けた支援を行っています。

4 「三重の発信」に関すること

(1) 県民会議シンボルマーク

多くの県民が自由に使用できる県民会議シンボルマークを作成するため、近藤敦也氏に3つの候補案を作成いただき、県民投票及び県民会議会長、副会長、理事による投票を経て、10月13日の県民会議第2回総会で、シンボルマークが決定しました。

シンボルマークの活用状況については、企業、団体、個人から、シンボルマークを活用する応援事業94件(12月2日時点)の申込を受けるとともに、県産食材や物産等にシンボルマークを貼付して、103事業者が、710商品を販売しています。そのほか、県民会議のポスター・情報誌・ノベルティ等や、本県主催のイベント等において、シンボルマークが活用されています。

今後、シンボルマークをより多くの県民に使用いただき、開催機運を醸成するため、県民会議ポスターやホームページ等を通じて、引き続き周知を図っていきます。

(2) 県民会議公式ポスター

サミット開催に向けた機運を醸成するため、「起・承・転・結」の構成で、第1弾から第5弾まで県民会議公式ポスターを作成することとしており、第1弾(伊勢志摩でのサミット開催のPR)を2万4千枚、第2弾(シンボルマーク決定告知)を1万2千枚作成し、県内外に掲出しています。

第3弾ポスターについては、10月14日から11月13日にかけて、デザインの公募を行い、22件の応募がありました。

今後、選考委員会による選定の上、サミット開催 150 日前周辺の 12 月 18 日に第 3 弾ポスターを発表するとともに、同時に第 4 弾ポスターの公募を開始する予定です。

(3) 首都圏での駐日外交団、報道関係者等に対する情報発信

首都圏での情報発信のキックオフとして、10 月 27 日に、外務省飯倉公館でセミナーとレセプションを開催し、駐日外交団、駐日商工会議所、海外報道関係者をはじめ、国内外の約 300 名の方々に出席いただき、三重の魅力を PR しました。

また、11 月 11 日に日本記者クラブで、18 日には日本外国特派員協会にて知事が記者会見を行いました。日本記者クラブでは国内報道関係者約 50 名に出席いただき、サミット開催に向けた取組状況等を詳細に説明しました。また、日本外国特派員協会では、在京海外報道関係者約 40 名に出席いただき、三重県の概要やサミットを通じて本県が発信したいメッセージとして、「伝統と革新が共存する姿」を紹介しました。

(4) 海外プレスツアー

三重の魅力を海外に発信し、三重県の知名度向上につなげるため、12 月 7～8 日に、県民会議としての第 1 回プレスツアーを実施し、モクモク手作りファーム、伊賀流忍者博物館、アグリー農園、木の子の里、うれし野アグリを取材いただきました。

また、外務省主催のプレスツアーが、すでに 4 回実施されました。第 3 回は、10 月 30～31 日に、ベルギー人記者が、伊勢神宮（内宮）、おかげ横丁、ミキモト真珠島、海女小屋を取材するとともに、第 4 回は、11 月 14～15 日に、イスラエル人記者が、答志島、河武醸造、頭之宮四方神社を取材しました。

今後、県民会議主催の第 2 回プレスツアーを平成 28 年 2 月中旬、第 3 回プレスツアーを平成 28 年 4 月に実施するとともに、外務省等の他団体主催のプレスツアーやファームトリップ等についても、積極的に提案することで、三重の各地の魅力発信につなげていきます。また、サミットを契機に、これまでと異なる海外の富裕層を対象とした情報発信の取組も行っていきます。

5 その他

(1) 協賛、応援、寄附（別紙 5）

8 月 31 日から募集を開始した県内外の企業、団体、個人からの協賛、応援、寄附の申込状況は、12 月 2 日時点で、協賛 35 件、応援事業 287 件、寄附 203 件・約 3 億 1 千万円（法人 142 件・約 2 億 9 千万円、個人 61 件・約 2 千万円）です。

今後、申込を受けた支援を県民会議事業に生かしていくとともに、パンフレット等の各広報媒体を通じて、引き続き募集を行っていきます。

(2) 国への要望

11月17、18日に、「平成28年度予算の確保に向けた国への要望」を行いました。具体的には、①安全・安心にサミットを開催するための財政支援、②サミット開催に向けた各種取組（県民会議の取組、東海地方での取組等）の実現等について、関係各省に要望を行いました。

また、11月13日にパリで発生した同時多発テロを受け、上記要望に合わせて、「『伊勢志摩サミット』におけるテロ対策等の更なる強化にかかる緊急要望」を関係各省に行いました。

(3) 東海三県一市の取組

サミット開催を東海地域の活性化につなげるため、伊勢志摩サミット東海三県一市担当課長会議を10月8日及び11月11日に開催しました。同会議を通じ、東海三県一市で、国際メディアセンターにおける情報発信や三重テラスを活用したプロモーションイベント等において連携していきます。

また、10月下旬から11月上旬にかけて、「『伊勢志摩サミット』開催に向けた東海三県一市の取組に関する要望」を関係各省に行いました。具体的には、①サミット開催にかかる財政支援、②日本の技術力を集積した展示と東海ものづくり最新技術のPR、③中部国際空港の整備、④国際会議の開催を要望しました。

さらに、地方自治体、経済団体、観光団体等から構成される伊勢志摩サミット東海会議においても、東海地域における歓迎装飾やおもてなし、ものづくりの技術を生かした情報発信等で連携していきます。

参考1 県の推進体制（10月5日以降）

(1) 三重県伊勢志摩サミット推進本部

- ・オール県庁で横断的な体制を整え、円滑な実施を図るため、知事を本部長とし全部局長で構成する「三重県伊勢志摩サミット推進本部」を設置。

10月22日（木） 第6回本部会議

11月13日（金） 第7回本部会議

＜伊勢志摩サミット推進局＞

11月1日（日） 体制の拡充（3課65名体制）（国2名、県2名）

12月1日（火） 体制の拡充（3課66名体制）（民間1名）

(2) 伊勢志摩サミット三重県民会議

- ・オール三重県で、官民一体となった三重県全体の受け入れ体制の確立と関連事業を推進するため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を設立。

10月13日（火） 第2回総会

11月20日（金） 第4回企画運営部会、事業推進部会

12月15日（火） 第5回企画運営部会、事業推進部会（予定）

12月18日（金） 第3回役員会（予定）

(3) 市町との連絡調整

- ・県内29市町との連絡調整、情報共有を行うため、伊勢志摩サミット市町連絡調整会議を開催。

11月26日（木） 第3回会議

(4) 国の関係機関との連絡

- ・国の出先機関との情報共有を行うため、伊勢志摩サミット国関係機関連絡会議を開催。

11月16日（月） 第2回会議

(5) 東海三県一市の連携

- ・東海三県一市において情報共有と取組を実践するため、東海三県一市担当課長会議を開催。

10月8日（木） 第1回会議

11月11日（水） 第2回会議

参考2 国の動き (10月5日以降)

内閣官房

- 10月23日(金) 第1回伊勢志摩サミット・ロゴマーク選考会
- 11月4日(水) 第2回伊勢志摩サミット・ロゴマーク選考会
- 12月9日(水) 伊勢志摩サミット準備会議広報部会(第2回)

視察

- 10月11日(日) 安倍内閣総理大臣
- 10月21日(水) 河野国家公安委員長
- 12月8日(火) 佐藤海上保安庁長官

参考3 市町の動き (10月5日以降)

(1) 南伊勢町

- 10月7日(水) 伊勢志摩サミット南伊勢町民会議を設置

(2) 桑名市

- 11月9日(月) ジュニアサミット推進課を設置

参考4 その他の会議 (10月5日以降)

(1) 伊勢志摩サミット東海会議

- ・サミット開催を東海地域の活性化につなげるため、東海地域の自治体や経済団体等から構成される伊勢志摩サミット東海会議を開催。

- 11月5日(木) 設立総会、第1回総会

(2) テロ対策三重パートナーシップ推進会議

- ・関係機関・団体、民間事業者、地域住民等が緊密に連携して、恒常的に各種テロ対策を推進し、テロを未然に防止するため、県警察本部を中心に設立。

- 10月28日(月) 第1回推進会議
- 11月19日(木) 伊勢志摩サミット公共交通機関等ワーキンググループ
- 11月26日(木) テロ対策三重パートナーシップライフライン部会
- 11月30日(月) 伊勢志摩サミット交通対策推進ワーキンググループ
- 12月2日(水) 伊勢志摩サミット水際対策推進ワーキンググループ

住民懇話会について（12月3日時点）

1 住民対象

(1) 関係4市町の自治会（区）長を対象とする第1回住民懇話会の開催

ア 実施結果（伊勢市は、平成27年12月10日に開催予定）

- ・ 鳥羽市 11月28日開催 36名出席
- ・ 志摩市 11月28日開催 38名出席
- ・ 南伊勢町 11月20日開催 32名出席

イ 説明内容

- ・ 三重県 三重県民会議が実施する事業の説明
- ・ 三重県警察 警備活動の概要
- ・ 海上保安庁 海上警戒の概要

ウ 質問概要

交通規制による通勤、通学への影響、離島の定期船の運行、真珠やのり養殖作業への影響等、生活への影響度合いについての質問がありました。

(2) その他

第1回住民懇話会を開催するに当たり、関係4市町においてそれぞれ開催された自治会（区）長等が出席する会議・会合に職員を派遣して、開催についての事前説明と取組状況等の情報提供を行いました。

2 業界団体対象

業界団体には、会議・会合に職員を派遣して説明したほか、企業からの要望に応じてサミット関連事業の取組状況や自主警戒活動の方法等について説明しました。

- ・ 会議や会合への出席 2回
- ・ 説明要望への対応 2回

3 今後の方針

(1) 住民懇話会

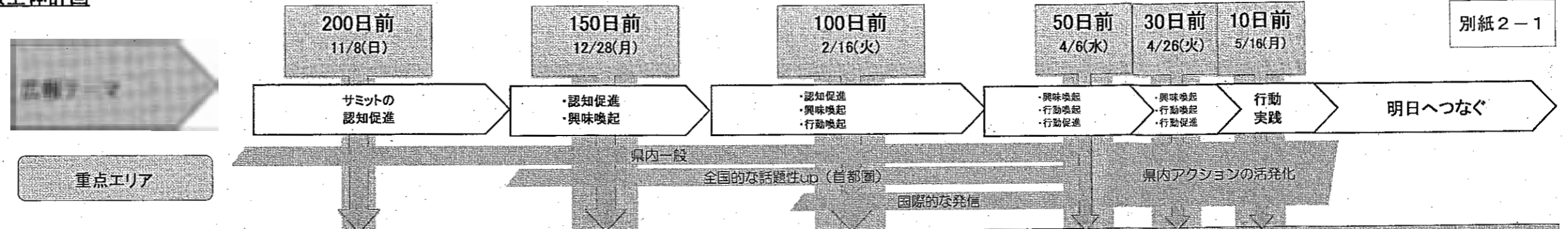
ア 関係4市町の住民を対象に、第2回を平成28年2月中に、第3回を平成28年4月下旬から5月上旬に実施する予定です。

イ 対象は、地域住民の皆様に加え、幅広い分野の方々への出席の呼び掛けを考えています。

ウ 開催回数や場所については、警備関係機関や市町と調整した上で、柔軟に対応したいと考えています。

(2) 業界・団体対象の説明会

必要とする情報が業種によって異なると思われるので、要請があった場合のほか関係業界・団体による会議等の場に足を運ぶなどして、業種に応じた丁寧な説明に努めたいと考えています。



広報アクション		平成27年												平成28年	
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	5/26,5/27	6月～		
開催支援	開催機運盛り上げのためのレセプション			開催											
	先遣隊歓迎行事等														
	インフォメーションセンターボランティアの募集・研修				ボランティア募集										
おもてなし	サミットフォーラム		9/5第1回(志摩)				1/16第2回(鈴鹿)								
	おもてなし向上研修							研修							
	クリーンアップ活動							キックオフ							
	花いっぱい運動														
明日へつなぐ	県、市町との連携事業														
	ジュニアサミット														
	県内学校・民間団体等における国際理解・交流														
三重の発信	県内外イベントでのPR				11/8イオンモール東員イベント	12/27三重アスイベント									
	ホームページ・SNS														
	情報誌・ハンドブック				第1号	第2号									
	ポスター				第2弾	第3弾									
	みえだより				vol.5										
	県政だより				(3p)	(1/2p)	(1/2p)	(1/2p)	(1/2p)	(1/2p)	(1/2p)	(1/2p)			
	シンボルマーク				県民投票	決定発表									
	海外プレスツアー等														
	海外ミッションでのPR														
	三重県情報館(仮称)														
協賛、応援、寄附															
各種応援事業等との連携															

伊勢志摩サミット開催 150 日前ウィークの取組について

12月28日(月)は、伊勢志摩サミット開催まで150日となります。
伊勢志摩サミット三重県民会議では、節目である12月28日を基準とする150日前ウィークにおいて、首都圏をはじめ、全国的な話題性の向上を図るとともに、県外の皆様にサミット開催に興味を持っていただくため、「三重テラス」でのイベントの開催やカウントダウンボードの県外設置などを実施します。

1 三重テラスでのイベント

首都圏の方に伊勢志摩サミットについて知っていただくため、三重テラスにおいて、一般の方々を対象に、三重県の食を体感いただくイベントと、サミットトークセッションを開催します。

(1)「三重県の誇り！食を欲張り体感！」(仮)

- ①日時 平成27年12月27日(日)13時～16時
- ②場所 三重テラス 2Fスペース(東京都中央区日本橋室町2-4-1)
- ③内容 三重県産食材を使った振る舞い、試食・試飲会及び物販を予定
※参加無料、申込不要

(2)「伊勢志摩サミット開催150日前記念トークセッション」(仮)

- ①日時 平成27年12月28日(月)13時～14時
- ②場所 同上
- ③出席者 堀口 文宏氏(みえの国観光大使)
外務省職員(予定)
鈴木 英敬(伊勢志摩サミット三重県民会議会長(三重県知事))
司会 大西 敬子氏(タレント、三重いちごプロモーションキャラクター)
- ④内容 伊勢志摩サミットとは何か、サミット開催によって三重県がどう変わるのかについて、語り合います。来場者には、三重県産いちごをプレゼントします。

※参加無料、事前申込必要(先着60名程度)

2 カウントダウンボードの県外設置

200日前イベントにて総計361台設置したカウントダウンボードについて、さらに県外設置を進め、東海地区、首都圏を中心とした全国発信へつなげます。新たに50台を各地に設置し、200日前ウィーク以降に応援事業で設置していただいた106台に加えて、総計517台となる予定です。

(1) 県民会議による設置【計5台】

- ・外務省(1台) ※三重県森林組合連合会による協賛
- ・鉄道駅構内(近鉄:3台(難波駅、京都駅、名古屋駅))
- ・伊勢市役所(1台) ※伊勢市から県立伊勢工業高等学校に製作を依頼

(2) 企業等による応援事業として新たに設置【計45台】

三重交通グループ40台(各バスターミナル出札所等)、中日本高速道路(株)4台(東名阪自動車道御在所SA上下線・伊勢湾岸自動車道長島PA上下線)、(株)津松菱1台を設置いただく予定です。

(3) 開催200日前以降、企業等の応援事業として既に設置【計106台】

(株)第三銀行41台、JAグループ三重61台、三重テレビ放送(株)2台、紀北町観光協会1台、(株)サン・シャイン1台

3 県内市町、各県庁舎での懸垂幕・横断幕の設置

(1) 設置日 平成27年12月28日(月)【開催150日前】

※当日の天候等により、設置日が個別に変更となる場合があります

(2) 設置期間 設置日から平成28年5月27日まで

(3) 場所 各県庁舎、各市町庁舎 合計40か所

(4) 内容

伊勢志摩サミット開催150日前を契機に、県内市町、各県庁舎へ懸垂幕・横断幕を掲出し、より一層伊勢志摩サミット開催機運の醸成を図ります。

4 公式ポスター第3弾発表

公募した第3弾ポスターの制作発表を12月18日(金)に実施し、開催150日前を機に、順次掲出を開始します。

5 第2回伊勢志摩サミットフォーラム

来年5月に開催する伊勢志摩サミットに向けて、開催機運を醸成するとともに、「おもてなし」、「明日へつなぐ」、「三重の発信」などについて県民の皆様と考えるため、第2回伊勢志摩サミットフォーラムを開催します。

(1) 日時 平成28年1月16日(土)13時~15時45分

(2) 場所 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 講堂(鈴鹿市南玉垣町3500-3)

(3) 内容

① 講演

「伊勢志摩サミットのレガシー(遺産)を生み出す“おもてなし”戦略とは」

講師: 中村好明氏(ドン・キホーテグループ(株)JIS代表取締役社長)

② トークセッション

テーマ: 「おもてなし、食を中心とした情報発信、サミットのレガシー(遺産)」

スピーカー: 山田文比古氏、清水慎一郎氏、ラース・ニコライゼン氏、中村好明氏、未定(外務省)、

コーディネーター: 鈴木英敬(伊勢志摩サミット三重県民会議会長(三重県知事))

(4) 申込受付中(締切日12月16日)

6 市町・県と連携した広報

市町や県各部署が主催するイベント等でポスターやのぼり等を掲示することによりサミットのPRを行います。

■市町イベント（ポスター・のぼり掲示等）

年月日	行事名	場所	担当
H27. 12. 13 (～2月頃まで)	イルミネーションライトアップ	五ヶ所児童公園	南伊勢町総務課
H27. 12. 19-28	三重紀北町年末きいながしま港市	紀北町長島港内特設会場	年末きいながしま港市実行委員会
H27. 12. 19	北勢線サンタ電車	三岐鉄道北勢線電車車内および西桑名駅ホーム	桑名市都市整備課
H27. 12. 19	すわ公園から光の贈りもの・イルミカフェ	すわ公園交流館	四日市市商業勤労課
H27. 12. 20	1000000人のキャンドルナイト in すわ公園	諏訪公園	四日市市商業勤労課
H27. 12. 20	第10回タキスポ ジョギング & マラソン大会	天啓公園	多気町スポーツ協会
H27. 12. 20	松阪市子ども・子育てフォーラム ～子どもと家庭を地域で支え、はぐくむまち・松阪～	農業屋コミュニティ文化センター	松阪市福祉事務所 こども未来課
H27. 12. 27	第6回おいしいまち南伊勢町歳末物産市	南伊勢町町民文化会館～役場の路上	南伊勢町観光商工課

■県各部署イベント（ポスター・のぼり掲示等）

年月日	行事名	場所	担当課
H27. 12. 13	三重の魚×京野菜の宴（仮称）	京都市むすび食堂	農林水産部水産資源課
H27. 12. 11-24	第103回日本列島心のふるさと観光展	曾根崎地下歩道「みちまちスクエア」(大阪市北区梅田)	雇用経済部 関西事務所
H27. 12. 13	伊勢茶～手もみ茶づくりを体験しよう～	まちライブラリー@大阪府立大学	雇用経済部 関西事務所
H27. 12. 19	第3回 COOL MIE トークライブ 2015	三重テラス	雇用経済部三重県営業本部担当課
H27. 12. 19-20	平成27年度三重県障がい者芸術文化祭	伊勢市生涯学習センターいせトピア	健康福祉部 障がい福祉課
H27. 12. 20	「宮城県×広島県×三重県」牡蠣競演イベント	東京交通会館 1Fピロティ	農林水産部 水産資源課

H27. 12. 20	平成 27 年度こどもの事故防止講演会	三重県医師会館	健康福祉部こども・家庭局子育て支援課
H27. 12. 22	平成 27 年度三重県栄養改善大会 みえの食フォーラム	三重県総合文化センター	健康福祉部医療対策局健康づくり課
H27. 12. 27	夢追人 吉田沙保里大賞 表彰式	津市芸濃総合文化センター	地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課

※上記に加え、調整中のイベントや節目期間外にサミットPRにご協力いただくイベントも多数あります。

7 応援事業等との連携

年月日	行事名	場所	主催
H27. 12. 19-28	三重紀北町年末きいながしま港市での出展 (27 日のみ)	紀北町長島港内特設会場	年末きいながしま港市実行委員会

※加えて、年末きいながしま港市実行委員会による応援事業として「年末きいながしま港市」で伊勢志摩サミット開催 150 日前のPRと各ブースでのサミット記念商品の販売を通じ、サミットPRを行っていただきます。

8 関係閣僚会合開催の自治体との相互PR

関係閣僚会合開催の自治体と連携を図り、PRポスターの交換掲出などを順次行い、効果的な全国発信へとつなげるよう調整を行います。

ジュニアサミットについて

1 目的

ジュニアサミット参加者が三重県の魅力に触れるとともに、三重県の子ども達に交流機会を提供します。

2 これまでの経緯

8月 5日 鈴木知事から中山泰秀外務副大臣に本県開催を強く要望

9月 17日 伊勢志摩サミット推進局長から外務省大臣官房人物交流室長に、開催日程（案）や討議テーマ及び討議に資する視察先を提案

10月 27日 外務省飯倉公館で開催された「伊勢志摩サミット開催レセプション」にて、岸田文雄外務大臣がジュニアサミットの三重県開催を発表

【開催時期】 平成28年4月22日から

【開催場所】 三重県桑名市を主会場とし、県内各地で視察、交流イベントを行う形で開催

11月17日～12月7日

「2016年ジュニア・サミット in 三重」日本代表参加者募集

3 事業の概要

(1) 開催内容について

平成27年11月11日、外務省からジュニアサミットの参加募集要領が示され、下記の内容で開催されることとなりました。

- ・名称：「2016年ジュニア・サミットin三重」
- ・開催期間（予定）：平成28年4月22日から28日まで
(4月21日会場入り、4月29日東京出発)
- ・主催：日本国外務省、共催：伊勢志摩サミット三重県民会議
- ・会議（討議）テーマ（案）：「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会」
- ・参加者：G7各国の原則として15歳～18歳の4名のチーム（男性2名、女性2名）及び付添人1名
- ・使用言語：英語
- ・プログラム（暫定）
 - 4月21日（木）桑名市到着
 - 4月22日（金）開会式、会議
 - 4月23日（土）会議、視察
 - 4月24日（日）交流行事
 - 4月25日（月）会議
 - 4月26日（火）会議、閉会式、東京に移動
 - 4月27日（水）政府首脳に成果文書提出（27日又は28日）、都内視察
 - 4月28日（木）同上
 - 4月29日（金）東京出発

(2) 日本代表チームの選考について

日本代表チームについて、三重県内から4名（男性2名、女性2名）及び付添人1名を平成28年2月29日までに選考するよう外務省から通知があり、三重県教育委員会及び環境生活部私学課に選考を依頼し、次のとおり募集を行いました。

平成27年12月19日（土）、選考会を開催し、書類審査、面接審査及び口述審査を行い、すべての審査から総合的に判断して選考します。

【応募資格】

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 原則として平成28年4月22日現在で15歳～18歳であること。
- (3) 三重県内に在住している者、または三重県内に通勤・通学等をしている者
- (4) 国際交流や国際問題について関心があること。
- (5) 心身ともに健康であること。
- (6) 次の検定試験のいずれかの基準に相当する英語力を有し、意思疎通能力が充分にあるもの
 - ア 英検 準1級以上
 - イ TOEFLiBT 72点以上
 - ウ IELTS 5.5以上
 - エ TOEIC 785点以上
- (7) 選考会、「2016年ジュニア・サミットin三重」の全日程及び事前研修（平成28年1月から平成28年4月までの期間で、のべ7回程度、土日祝日に実施を予定）に出席可能な者
- (8) 参加について親権者の同意が得られること

【募集期間】

平成27年11月17日（火）～12月7日（月）17時まで

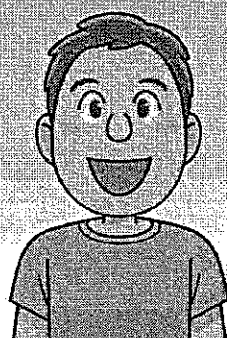
4 今後の取組方針

- (1) 日本代表チームについて、県内の高校生等から選出し、開催に向けて事前研修を行います。
- (2) 三重県ならではの歓迎・交流行事や、県内高校生等との交流を含む県内各地分散型の体験・交流の具体的なプランについて、改めて国に提案を行います。（現在、県内各市町に対し、国に提案するためのコンテンツを照会中。）
- (3) 開催日程を通して、県内高校生等が参加者と交流できる機会を可能な限り設けられるよう、外務省と協議します。
- (4) 開催に向け、参加者の歓迎や受け入れ等について、主会場となる桑名市をはじめ、北勢地域の市町や県内の関係者と緊密な連携を図っていきます。

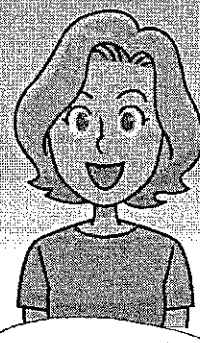


伊勢志摩サミット三重県民会議

国際理解・国際交流 プログラムのご案内

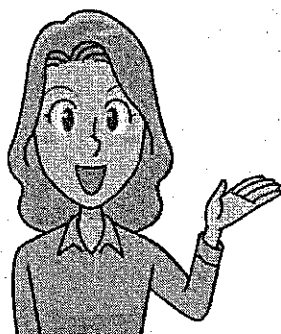


平成28年5月26日(木)・27日(金)、主要国首脳会議「伊勢志摩サミット」が三重県・伊勢志摩で開催されます。伊勢志摩サミット三重県民会議では、サミット開催を契機として、県民の皆様は、サミット参加国(※)について理解や交流を深めていただくため、「国際理解・国際交流プログラム」を実施します。

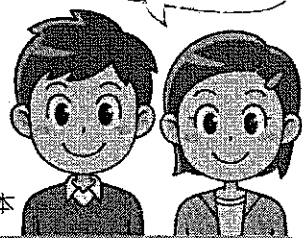


園、学校、市町、企業、団体等、多様な主体が行う授業や講座等に、サミット参加国出身の在日外国人や留学生など、サミット参加国に詳しい方々を講師として派遣し、プログラムを実施します。

サミット参加国って
どんなところだろう？



ぜひ、ご活用ください。
なお、当プログラムは、(公財)三重県国際交流財団が、伊勢志摩サミット三重県民会議から受託して実施します。

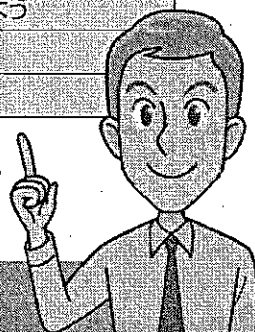


※サミット参加国…アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本

プログラム

	番号	プログラム		番号	プログラム
主に 園児 対象	[1]	参加国の遊びを楽しもう	主に 中学生 対象	[10]	参加国の料理を作ってみよう
	[2]	参加国の音楽を楽しもう		[11]	参加国の生活を知ろう
	[3]	参加国の言葉でお話してみよう		[12]	参加国について調べたことを講師に発表してみよう
主に 小学校 低学年 対象	[4]	参加国の言葉でお話してみよう	主に 高校生 対象	[13]	参加国の生活を知ろう
	[5]	参加国の生活についてのクイズに挑戦		[14]	参加国の大学への留学方法、大学生活を知ろう
	[6]	参加国の音楽を楽しもう		[15]	参加国について調べたことを講師に発表してみよう
主に 小学校 高学年 対象	[7]	参加国の料理を作ってみよう	主に 一般県民 対象	[16]	親子で参加国の遊びを体験してみよう
	[8]	参加国を世界地図で探そう		[17]	参加国の家庭料理を作ってみよう
	[9]	参加国のスポーツを体験してみよう		[18]	参加国の音楽を楽しもう

※プログラム詳細については、伊勢志摩サミット三重県民会議、または(公財)三重県国際交流財団のホームページをご参照ください。
 なお、プログラム内容については、可能な限りご要望にあわせてアレンジしますので、(公財)三重県国際交流財団にご相談ください。
 URL 伊勢志摩サミット三重県民会議 <http://www.pref.mie.lg.jp/miesummit/>
 URL (公財)三重県国際交流財団 <http://www.mief.or.jp/>



実施方法

三重県内の園、学校、市町、企業、団体等からの依頼に基づき、サミット参加国出身の方あるいはサミット参加国に留学又は滞在等で滞在経験のある方を講師として派遣し、プログラムを実施します。

対象者

三重県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、行政機関、企業、各種団体等

費用

無料

プログラムの実施や講師派遣にかかる費用は伊勢志摩サミット三重県民会議にて負担します。

実施期間及び回数

平成27年11月16日(月)

～平成28年3月16日(水)まで **全90回**

募集期間

実施を希望する期日によって、募集期間が異なりますので、下記のいずれかの募集期間にお申し込みください。

① 第一次募集 先着順

実施期間 平成27年11月16日(月)から12月27日(日)まで

募集期間 平成27年11月13日(金)から11月30日(月)まで

② 第二次募集 抽選あり

実施期間 平成28年 1月 4日(月)から 3月16日(水)まで

募集期間 平成27年12月 1日(火)から12月21日(月)まで

※第一次募集と第二次募集を合わせて申込が90回を超えない場合は、平成28年1月4日(月)以降、順次申込を受け付けます。
(なお、申込状況によって、第一次募集分についても一部抽選となる場合がありますので、ご了承ください。)

実施までの手順

- ① 別紙の申請書に記入の上、(公財)三重県国際交流財団(MIEF=ミエフ)宛てに、メール、FAX、または郵送でお送りください。
- ② 第一次募集については申込書受付後、また、第二次募集については募集期間終了後、全申込者様に、実施の可否についてご連絡をさせていただきます。
- ③ 実施決定後、ご担当者様、講師、MIEFによる打合せを順次行います。
- ④ 実施後、アンケートをご提出ください。

世界を知って
楽しいね!



公益財団法人 三重県国際交流財団

〒514-0009 津市羽所町700番地アスト津3階

TEL:059-223-5006 FAX:059-223-5007 E-mail:mief@mief.or.jp

<http://www.mief.or.jp/>

公益財団法人三重県国際交流財団-MIEF

@MIEFsince1991

協賛、応援、寄附の申込状況等について

8月31日より開始した、協賛、応援、寄附の募集にかかる12月2日時点での申込状況は、下記のとおりです。

協賛	応援	寄附	
		203件 309,369,538円	
35件 うち登録 25件	287件 うち登録 222件	法人	個人
		142件 291,658,000円	61件 17,711,538円

協賛、応援の事業提案内容は、別添のとおりです。

協賛、応援申込状況

H27.12.2 時点

伊勢志摩サミットにかかる協賛、応援について、現時点での申込状況は、下記のとおりです。

- 〔備考〕・登録欄の「済」は登録済のもの、「未」は審査中のものです。
- ・公表欄の「○」は内容の公表に同意があるもの、「×」は公表を希望しないものです。

【協賛】

申請件数	35
うち登録件数	25

申込者一覧

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
1	H27.8.28	三重トヨタ自動車株式会社	クリーンアップ運動へのごみ袋等提供他	済	○
2	H27.9.3	尾鷲名水株式会社	サミットの出席者、スタッフにミネラルウォーターを提供	済	○
3	H27.9.11	「小さな親切」運動三重県本部	ごみ袋3万枚(JT協賛)配布し小中学校、企業等とともに、県民会議と同一週に環境美化活動実施	済	○
4	H27.9.11	百五銀行「小さな親切」の会	百五銀行の行員3,000名がサミット開催の直前週に環境美化活動実施	済	○
5	H27.9.16	株式会社宝輪	HOWAビル津(県民会議事務局入居)の空いている立体駐車場を無償貸与	済	○
6	H27.9.18	株式会社アクアイグニス	県民会議が主催するイベント・各種レセプション等へ「伊勢海老パイ」を提供	済	○
7	H27.9.24	-	-		○
8	H27.9.25	-	-		○
9	H27.9.25	-	-		○
10	H27.9.25	-	-		○
11	H27.10.5	三重畜産有限会社	サミット関連事業へ牛肉、豚肉、加工品等を提供	済	○
12	H27.10.14	新日本工業株式会社	伊勢志摩サミットの情報誌、パンフレットを入れるケースを作成し提供	済	○
13	H27.10.16	東紀州ヒロメ養殖協議会	県民会議が主催するイベント・各種レセプション等へ東紀州の特産品「ヒロメ」を提供	済	○
14	H27.10.20	マックスパリュ中部株式会社	伊勢志摩サミット関連イベントを対象とした店頭催事スペースの無償貸与	済	○
15	H27.10.26	-	-	済	後日公表
16	H27.10.28	株式会社マルゴ水産	催事会場等へ三重県産活あさり、しじみ、はまぐりの提供	済	○
17	H27.10.30	-	-		○
18	H27.10.30	日本たばこ産業株式会社 東海支社	観光、宿泊、警備、報道関係など、人が集まる場所へのスタンド灰皿の提供	済	○
19	H27.11.2	株式会社プラトンホテル	ミス・ユニバース三重ファイナリストによる「伊勢志摩サミット」応援大使	済	○
20	H27.11.2	学校法人鈴鹿医療科学大学	第2回伊勢志摩サミットフォーラム会場となる鈴鹿医療科学白子キャンパスを無償貸与	済	○
21	H27.11.5	大石 小石	サミット関連事業参加者へ本真珠のタイタックとカフセット提供	済	○
22	H27.11.5	黒瀬町自治会	第62回式年選宮にて使用した子供奉曳車をレセプション会場等での展示のため貸与	済	○
23	H27.11.6	株式会社赤福	レセプション開催時の「赤福茶屋」出展	済	○
24	H27.11.6	松阪牛協議会	レセプション開催時の各種商品提供	済	○
25	H27.11.6	日本トランスシティ株式会社	外国語ボランティアの派遣(20~30人程度)	済	○
26	H27.11.10	-	-		○
27	H27.11.12	JAグループ三重	イベント・レセプション等へ伊勢茶ペットボトルを3,310本提供	済	○
28	H27.11.13	-	-		○
29	H27.11.16	三重県生活衛生同業組合連合会	県民会議のクリーンアップ活動に参加(約100名規模)	済	○
30	H27.11.16	株式会社三重興農社	飾花用のプランターを150個程度提供	済	○
31	H27.11.17	-	-	済	後日公表
32	H27.11.17	株式会社大洋工業	イベント等でパネルなどを展示する際に必要な展示用ボードを無償提供	済	○
33	H27.11.20	-	-		○
34	H27.12.1	-	-		○
35	H27.12.2	-	-		○

【応援】

申請件数	287
うち登録件数	222

申込者一覧

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
1	H27.8.28	株式会社百五銀行	百五観光アカデミー開催	済	○
2	H27.8.28	堀口文宏の志摩っぴいこうぜ運営委員会	志摩の魅力動画を番組、SNS等で配信	済	○
3	H27.8.28	三重の大酒蔵市実行委員会	県内の酒蔵と四日市市飲食店のコラボイベント	済	○
4	H27.9.1	村林浩代ソフノリサイタル実行委員会	リサイタルの売上の一部を県民会議へ寄附	済	○
5	H27.9.2	JAグループ三重 JA事業サポートセンター	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示	済	○
6	H27.9.2	「名港水上芸術花火2015」開催委員会	名古屋港ガーデンふ頭でサミット記念花火大会	済	○
7	H27.9.2	イオンリテール株式会社	県内店舗で伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
8	H27.9.2	マックスパリュ中部株式会社	県内店舗で伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
9	H27.9.2	イオンリテール株式会社	関西圏店舗で「三重県フェア」開催	済	○
10	H27.9.2	三重信用金庫	「伊勢志摩サミット記念定期」を販売し利息の一部を寄附	済	○
11	H27.9.3	キンビールマーケティング株式会社	記念デザイン肩ラベル品販売、売上1本につき1円を寄附	済	○
12	H27.9.3	三重県漁業協同組合連合会	伊勢志摩サミット開催PRのための看板設置	済	○
13	H27.9.4	一般社団法人三重県食品衛生協会	サミット成功に向け食中毒を発生させないセミナー開催	済	○
14	H27.9.4	-	-		○
15	H27.9.4	-	-	済	×
16	H27.9.4	-	-	済	×
17	H27.9.4	全国詩曲音楽連盟	サミットの記念曲(イメージソング)の制作	済	○
18	H27.9.9	エールアドエイジェンシー合同会社	北勢エリアの社員募集情報誌へのポスターの無料掲載	済	○
19	H27.9.9	-	-	済	×
20	H27.9.10	アサヒビール株式会社 中部統括本部	伊勢志摩サミットラベル商品の販売および売上1本につき1円を寄附	済	○
21	H27.9.10	アサヒビール株式会社 中部統括本部	松阪牛や東紀州の真鯛等が当たるキャンペーンの実施	済	○

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
22	H27.9.10	近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示	済	○
23	H27.9.11	株式会社第三銀行	伊勢志摩サミット開催記念定期を販売し、抽選で特産品等をプレゼント	済	○
24	H27.9.14	株式会社百五銀行	伊勢志摩サミット記念定期預金を販売し、抽選で近鉄しまかぜツアーをプレゼント	済	○
25	H27.9.15	株式会社百五銀行	主要14ヶ店のロビーにWi-Fiを整備する	済	○
26	H27.9.16	株式会社宝輪	HOWAビル津(県民会議事務局入居)壁面にサミットポスター掲出	済	○
27	H27.9.17	三重交通グループホールディングス株式会社	サミットデザインの缶バッジを作成し、グループ11社の社員が着用	済	○
28	H27.9.17	株式会社百五銀行	クレジットカードを一定額以上利用した方から抽選で伊勢志摩地域のレストラン食事券をプレゼント	済	○
29	H27.9.18	-	-	済	×
30	H27.9.18	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 三重県支部	サミット開催記念のCall Signを取得後、国内海外のアマチュア無線局と交信し三重県をPR	済	○
31	H27.9.18	伊藤印刷株式会社	伊勢志摩サミット開催記念応援グッズ(缶バッジ・三重文字・シール)を販売し、売上の一部を寄附	済	○
32	H27.9.24	特定非営利活動法人ほがらか絵本畑	伊勢志摩サミットを機会に海外を身近に感じるため、絵本を使った勉強会やセミナーを実施	済	○
33	H27.9.24	日本ボーイスカウト 伊賀第1回 カブ隊	伊勢志摩サミットに関する子ども向け学習会実施(テーマ:世界の国くに)	済	○
34	H27.9.25	まちづくり団体 楽笑(Raku-Sho)	志摩発の女性会議:伊勢志摩女子サミットG7(ガールズセブン)を開催	済	○
35	H27.9.25	株式会社百五ディーシーカード	会員向け「ご利用代金明細書」(毎月約8,000通)へ寄付金募集の案内を掲載	済	○
36	H27.9.28	株式会社第三銀行	本支店(特に県外店舗)ロビーに「伊勢志摩サミット2016」のポスターを掲示	済	○
37	H27.9.29	三重テレビ放送株式会社	特別番組「世界のリーダーたちが三重に」J7.5放送(インターネットでの公開9/16~)	済	○
38	H27.9.29	三重テレビ放送株式会社	特別番組「県民みんなで盛り上げよう伊勢志摩サミット」9/21放送(インターネットでの公開10月予定)	済	○
39	H27.9.29	三重テレビ放送株式会社	伊勢志摩サミット特設ウェブサイトの開設	済	○
40	H27.9.29	三重テレビ放送株式会社	伊勢志摩サミットの話題を重点的に紹介する「伊勢志摩サミット応援ウィーク」の実施	済	○
41	H27.9.29	三重テレビ放送株式会社	三重テレビのスタジオに卓上サミット告知プレートを設置	済	○
42	H27.9.29	神風講社楽楽部	伊勢志摩サミット開催を楽楽演奏会のポスターに掲載し、会場内に横断幕を掲揚する。	済	○
43	H27.9.29	NTN株式会社	近鉄線路沿いの建屋壁面に横断幕2枚(伊勢志摩サミット、ジュニアサミット各1枚)を設置	済	○
44	H27.9.29	株式会社青葉	天然ミネラルウォーターのペットボトルに「伊勢志摩サミット」応援文字を貼付、売上の一部を寄附。	済	○
45	H27.9.29	近鉄グループホールディングス株式会社	近鉄各駅、近鉄GHD各社等で、ポスター(県民会議製作分および自主製作分)掲出など	済	○
46	H27.9.30	株式会社百五銀行	会員向け「ご利用代金明細書」(毎月約15,000通)へ寄付金募集の案内を掲載	済	○
47	H27.9.30	三重畜産株式会社	サミット応援商品の開発、販売で三重県産牛・豚の魅力をPR	済	○
48	H27.9.30	鳥羽志摩農業協同組合	鳥羽志摩地域の農産物を使用した「G7ランチプレート」の販売	済	○
49	H27.10.1	株式会社第三銀行	ホームページでサミット開催までの日数をカウントダウン	済	○
50	H27.10.1	伊勢鉄道株式会社	全車両のドア内側上部に三重県地域連携部が作成したサミット開催ステッカーを掲示	済	○
51	H27.10.2	伊勢志摩サミット応援ツール制作センター	ビジュアルの統一された応援ツールを作成し、地域を伊勢志摩サミット一色に彩るプロモーション事業を行う。	済	○
52	H27.10.2	株式会社コイサンズ	三重の食材を利用したパンを毎月3種類販売(7か月)、28年5月には全21種類一斉販売	済	○
53	H27.10.5	株式会社TA西村	瞬間冷凍した三重県の特産物に「祝 伊勢志摩サミット開催」などのシールやステッカーを貼る	済	○
54	H27.10.5	伊勢志摩真珠館	「伊勢志摩サミット お祭り広場」として伝統工芸・文化、伊勢志摩特産品等の販売	済	○
55	H27.10.5	株式会社ダイレクトカーズ	尾鷲ヒナキ家具と伊勢製紙を使用したオリジナルカーを「伊勢志摩サミット開催記念車」としてイベント等で展示	済	○
56	H27.10.5	東邦ガス株式会社 三重支社	①折り込みチラシ・手配りチラシに伊勢志摩サミットをPR②ガス展示場へのポスター掲示	済	○
57	H27.10.6	石田鉄工株式会社	①アコヤ真珠貝殻入り景観グレーチングを開発②グレーチングカタログにサミットポスターを掲載	済	○
58	H27.10.7	石田鉄工株式会社	①展示会(東京ビックサイトなど)自社ブース内にポスター掲示②店内にポスター掲示	済	○
59	H27.10.7	鳥羽サイドホテル株式会社	フロントロビーやホームページでのサミットPR実施や、館内全室WiFi設置など	済	○
60	H27.10.7	鳥羽観光会館ビル株式会社	①鳥羽1番街建物へ「サミット歓迎」懸垂幕②随コンシェルジュでサミット案内業務実施	済	○
61	H27.10.7	皇学館大学	NIPPONの原点を学ぶ三重の魅力発信セミナー「うまし国 伊勢志摩の神話と日本文化」実施	済	○
62	H27.10.8	鳴海製陶株式会社/三重ナミ株式会社	「伊勢志摩サミット招致決定記念」として伊勢志摩発のメモリアルギフト等の新製品を開発	済	○
63	H27.10.8	株式会社柿安本店	グループ約300店舗でサミット開催記念 美し国三重県フェアとして業態に合わせたオリジナルメニュー開発	済	○
64	H27.10.9	日本通運株式会社 三重支店 伊勢営業所	各拠点へのポスター掲示および従業員の名刺へのロゴ記載によるサミット開催PR	済	○
65	H27.10.9	一般社団法人三重県建設業協会	伊勢志摩サミット応援ポスターを作成し、会員企業の事務所や工事現場に掲示	済	○
66	H27.10.13	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	伊勢志摩地域の産業廃棄物不法処理防止バトロール及び不法投棄撤去作業	済	○
67	H27.10.13	北伊勢上野信用金庫	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示	済	○
68	H27.10.13	JAグループ三重	伊勢志摩サミット応援メッセージを記載した県内茶試供品の配布	済	○
69	H27.10.13	いせ毎日会・毎日新聞伊勢支局	「伊勢まつり」にブース出展を行い、伊勢志摩サミットをPR	済	○
70	H27.10.14	近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社	関西地区の直営店30店舗、提携店約50店舗に伊勢志摩サミットポスターを掲示	済	○
71	H27.10.14	三重テレビ放送株式会社	津まつりの三重テレビブースで「伊勢志摩サミットにちなんだぬり絵」の実施	済	○
72	H27.10.14	株式会社NTTドコモCS東海 三重支店	県内ドコモショップ39店舗での伊勢志摩サミットポスターの掲出	済	○
73	H27.10.15	まちなか文化祭実行委員会	「まちなか文化祭」当日に配布するチラシ等でサミット開催をPR	済	○
74	H27.10.15	三重県市町村職員共済組合	三重市町村会館および「サンペルラ志摩」でポスターの掲示・リーフレット据え置き	済	○
75	H27.10.15	三岐鉄道株式会社	駅および車内への伊勢志摩サミットポスターおよび三重県地域連携部作成ステッカーの掲出	済	○
76	H27.10.16	株式会社上田新工業	会社入口に伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
77	H27.10.16	株式会社上田新工業	ホームページに「伊勢志摩サミット開催を応援しています」文言、シンボルマークを掲載	済	○
78	H27.10.16	三重執鬼株式会社	地元中学校での出前講座で使用するパワーポイントにシンボルマーク掲載	済	○
79	H27.10.16	三昌物産株式会社	自社カタログ等にサミットポスター掲載、商品にも統一シンボルマークを貼付	済	○
80	H27.10.19	-	-	済	×
81	H27.10.19	株式会社伊勢新聞社	購読者部数約10万部の伊勢新聞でカウントダウン広告掲載	済	○
82	H27.10.19	株式会社伊勢新聞社	伊勢志摩サミット開催200日前にあたる11月8日に別刷で伊勢志摩サミット特集を実施	済	○
83	H27.10.19	株式会社ビーズプレアコーポレーション	販売物(餃子、餃子のたれ、みそだれなど)にシンボルマークを貼付	済	○
84	H27.10.19	はあと福祉タクシー	チラシ、ホームページに「伊勢志摩サミットを応援しています」の文言、売上の一部を寄附	済	○
85	H27.10.19	-	-	済	×
86	H27.10.19	株式会社ミエライズ	米袋にシンボルマークを掲載	済	○
87	H27.10.19	三交興業株式会社	名阪関ドライブイン、名阪上野ドライブインの入口看板にシンボルマークを掲載	済	○
88	H27.10.20	津市ボランティア協議会	つ・環境フェスタで缶バッジつくりコーナーを出展し、そこでシンボルマークの絵画を用意	済	○
89	H27.10.20	糸川屋製菓株式会社	商品にシンボルマークを掲載	済	○
90	H27.10.20	東邦ガス株式会社 三重支社	名刺にシンボルマーク掲載	済	○
91	H27.10.20	イオンリテール株式会社	三重県内のイオン19店舗で三重県産品の販売や観光情報発信などのイベント実施	済	○
92	H27.10.20	三重県信用金庫協会	「三重県しんきんレポート」へ応援メッセージの掲載	済	○
93	H27.10.20	マックスバリュ中部株式会社	三重県内全店舗へのカウントダウンボード設置	済	○
94	H27.10.21	JAグループ三重	三重県内厚生連病院院内モニターにて「伊勢志摩サミットを応援しています」旨のPR	済	○
95	H27.10.21	有限会社居酒屋ふぐや	サミット応援商品(食事メニュー)を開発し、売上の一部を寄附	済	○
96	H27.10.21	ヒストリックカーミーティング実行委員会	伊勢志摩サミットのプレイベントとして「CLASSIC CAR SUMMIT」を開催しサミットをPR	済	○

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
97	H27.10.21	三重県漁業協同組合連合会	①魚等の出荷に使用する箱にサミットをPRするシールを貼付 ②事務所にポスターを掲示	済	○
98	H27.10.22	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	全都道府県の国内拠点1,204か所で伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
99	H27.10.22	三重県商工会連合会	みえのうまいもん物産展におけるポスター展示等	済	○
100	H27.10.22	三重県商工会連合会	みえまるごと物産展におけるポスター展示及びPRブースの設置	済	○
101	H27.10.22	三重県商工会連合会	三重県商工会大会における大会誌への伊勢志摩サミットPR及びパンフレット配布	済	○
102	H27.10.22	三重県商工会連合会	商工会全国大会におけるPR資料の配布及びPRブースの設置	済	○
103	H27.10.22	三重県商工会連合会	全国物産展におけるPRブースの設置	済	○
104	H27.10.22	八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店	本社を含む全支店に伊勢志摩サミットポスターならびに応援メッセージを掲載	済	○
105	H27.10.23	日井織布株式会社	①応援商品の開発、シンボルマークを使用したシールを商品へ貼付②ポスターの掲出	済	○
106	H27.10.23	三重県馬事畜産振興協議会	「三重の馬い畜産物大抽選会」の告知に併せサミット応援メッセージを記載およびHPでの告知実施	済	○
107	H27.10.23	日本バーテンドー協会三重県本部三重支部	三重支部の会員店舗40店舗でサミットポスター掲出	済	○
108	H27.10.23	-	-	済	×
109	H27.10.23	伊勢形紙協同組合	「匠の里・伊勢型紙フェスタ」会場におけるサミットポスターの掲示	済	○
110	H27.10.23	有限会社ウラケイパール	商品や看板へシンボルマークを表示	済	○
111	H27.10.23	株式会社百五銀行	全店舗のロビー(一部店舗を除く)にカウンタダウンボードを設置	済	○
112	H27.10.23	株式会社百五銀行	役職員の名刺にシンボルマークを表示	済	○
113	H27.10.26	中部電力株式会社 三重支店	独自でカウンタダウンボードを製作し、自社施設へ設置	済	○
114	H27.10.26	志摩市観光協会	「御食つ国・志摩 年末海族市」にて伊勢えびなど県産食材の発信と伊勢志摩サミットをPR	済	○
115	H27.10.26	志摩市観光協会	「海女小屋体験施設 さとうみ庵」通常料金3,500円を3,310円(サミット)で提供	済	○
116	H27.10.26	志摩市観光協会	志摩市観光協会会員(会員数452)へ向けてポスター掲示依頼	済	○
117	H27.10.26	志摩市観光協会	①ホームページへサミット開催に伴う情報掲載②会員が開発したサミット関連商品情報を掲載	済	○
118	H27.10.26	志摩市観光協会	「伊勢志摩ふるさと交流会」内でのポスター配布	済	○
119	H27.10.26	志摩市観光協会	「わらじ祭り」でサミット開催記念のぼり旗を設置しサミットをPR	済	○
120	H27.10.26	NTT西日本三重支店	名刺・封筒・クリアファイルにシンボルマーク(シール)を貼付して開催をPR	済	○
121	H27.10.27	三重エフエム放送株式会社	「広瀬陸のラジオ魂! 伊勢志摩サミット200日前スペシャル」で、取組、県民の声、経済効果など放送	済	○
122	H27.10.27	-	-	済	後日公表
123	H27.10.27	NTT西日本三重支店	「Free-WiFi-MIE」のアクセスポイントの充実および無料利用時間の拡大	済	○
124	H27.10.27	マックスバリュ中部株式会社	サミット応援商品にシンボルマークを貼付	済	○
125	H27.10.27	中日新聞社広告局	サミット開催100日前特集記事および対談紙面を掲載	済	○
126	H27.10.27	伊勢志摩俳句サミット協議会	伊勢志摩サミットを応援する俳句大会を開催	済	○
127	H27.10.27	全国尾鷲節コンクール実行委員会	「全国尾鷲節コンクール」の開催ポスター、パンフレットでサミットをPR	済	○
128	H27.10.28	第三カードサービス株式会社	「ご利用明細書」(毎月約7,000~8,000通)およびホームページへ寄付金募集の案内を掲載	済	○
129	H27.10.28	株式会社マルゴ水産	本社へのポスター掲示、関係者へのポスター配布	済	○
130	H27.10.28	津市指定無形文化財 白塚獅子舞保存会	保存会事務所へのポスター掲示、関係者へのポスター配布	済	○
131	H27.10.28	有限会社 龍宮	シンボルマークを利用したポスター、POP、商品タグ等を制作しPR	済	○
132	H27.10.28	三重トヨペット株式会社	試乗車・社用車に応援メッセージ入りステッカーを掲示など9企画実施	済	○
133	H27.10.28	協同組合オールニッポンギフト	ギフトカタログの表紙にシンボルマークを掲載	済	○
134	H27.10.28	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」	「男女共同参画フォーラム」にてポスター掲示およびパンフレットへのシンボルマーク表示	済	○
135	H27.10.28	-	-	済	後日公表
136	H27.10.29	株式会社ホクキャスト	シンボルマークをデザインしたグレーチングを開発	済	○
137	H27.10.29	北伊勢上野信用金庫	ウインターキャンペーンのチラシに「協賛、応援、寄附」募集の案内を掲載	済	○
138	H27.10.29	ポートレース津	伊勢志摩サミット開催記念「全国ご当地大集合サミット」を開催	済	○
139	H27.10.29	株式会社三重銀カード	「ご利用明細」およびホームページに寄附についての告知表記を掲載	済	○
140	H27.10.30	-	-	済	後日公表
141	H27.10.30	三重県産業廃棄物対策推進協議会	三重県鳥羽市荻志島奈佐の浜での伊勢湾漂着ゴミ海岸清掃活動	済	○
142	H27.10.30	NPO法人三重補助犬普及協会	「つ・環境フェスタ」「いせトピア」でポスターシンボルマーク等でPR	済	○
143	H27.10.30	イオンモール東員	シンボルマークを使用したサミット応援ワッペンを作成	済	○
144	H27.11.2	近畿日本ツーリスト株式会社 津支店	JR・クーポン袋(10万部作成)を活用した伊勢志摩サミット三重県開催告知	済	○
145	H27.11.2	近畿日本ツーリスト株式会社 津支店	JR時刻表(3,500部)への伊勢志摩サミット三重県開催広告掲載	済	○
146	H27.11.2	-	-	済	×
147	H27.11.2	株式会社プラトンホテル	ミスユニバース三重ファイナリストによる「伊勢志摩サミットカウンタダウンブログ」	済	○
148	H27.11.2	株式会社プラトンホテル	自社館内に「伊勢志摩サミット応援」のぼり旗設置	済	○
149	H27.11.2	社会福祉法人洗心福祉会	法人が運営する県内約100事業所に「伊勢志摩サミット2016」ポスターを掲示	済	○
150	H27.11.2	赤塚グループ(株式会社赤塚植物園、株式会社赤塚、株式会社エフエフシーヤン)	店頭に横断幕やのぼり旗を設置するとともに情報誌などへ掲載	済	○
151	H27.11.2	南長野12志会	「伊勢志摩サミット 日本のおもてなし」をテーマにした南長野イルミネーション2015	済	○
152	H27.11.2	-	-	済	後日公表
153	H27.11.2	中島製茶株式会社	自社製品にシンボルマークラベルを貼付して販売	済	○
154	H27.11.4	有限会社アンドウセンイ	名刺にシンボルマークシールを入れる	済	○
155	H27.11.4	株式会社第三銀行	役職員の名刺にシンボルマークシールを貼付	済	○
156	H27.11.4	株式会社総本家貝新七商店	商品にシンボルマークを貼り、サミットを応援	済	○
157	H27.11.4	NEMU HOTEL & RESORT	TV放映CM内で「2016年5月伊勢志摩サミットの応援事業」のテロップを表示	済	○
158	H27.11.4	株式会社三重銀行	伊勢志摩サミット応援融資「伊勢志摩サミット」応援ファンドの取扱	済	○
159	H27.11.4	株式会社三重銀行	伊勢志摩サミット応援融資「事業者向けフリーローン・クイック」金利優遇キャンペーン	済	○
160	H27.11.4	株式会社三重銀行	デジタルサイネージを活用した、サミット開催までのカウンタダウン表示	済	○
161	H27.11.4	株式会社三重銀総研	リージョネット三重「伊勢志摩サミット応援キャンペーン」の実施	済	○
162	H27.11.4	-	-	済	○
163	H27.11.4	-	-	済	○
164	H27.11.5	細川酒造株式会社	「三重路上馬ビール」等の商品にシンボルマークを貼り、開催を広く周知	済	○
165	H27.11.5	ゆくりかレコーズ	楽曲「海と真珠と神様と」(メルヘン堂)の伊勢志摩サミットタイアップ曲	済	○
166	H27.11.5	-	-	済	後日公表
167	H27.11.5	株式会社百五銀行	「飲食店の外国人受入準備セミナー」を開催	済	○
168	H27.11.5	株式会社第三銀行	41営業店にカウンタダウンボード表示(営業店内デジタルサイネージ表示)	済	○
169	H27.11.6	HEAL IN 四日市	自社ホームページに伊勢志摩サミットホームページのリンクを貼付	済	○
170	H27.11.6	紀北町観光協会	紀伊長島南ボウ内 紀北町観光サービスセンター壁面にカウンタダウンボード設置	済	○

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
171	H27.11.6	-	-		○
172	H27.11.6	洋菓子ナポレオン	①自社商品にシンボルマークシールを貼付②店頭でサミットポスター掲示	済	○
173	H27.11.6	JAグループ三重	伊勢志摩サミット応援シールを従業員の名刺の貼付	済	○
174	H27.11.6	JAグループ三重	HPへのカウントダウン表示と伊勢志摩サミットHPへのリンクを貼付	済	○
175	H27.11.6	JAグループ三重	第42回JA三重大会記念品への伊勢志摩サミット応援メッセージの記載	済	○
176	H27.11.9	桑名信用金庫	冬のボーナス「ウィンターキャンペーン」への応援メッセージの掲載	済	○
177	H27.11.9	桑名信用金庫	小学生以下を対象とした「子供用通帳」開設キャンペーンチラシに応援メッセージを掲載	済	○
178	H27.11.9	三重県鶏卵販売農業協同組合	伊勢志摩サミットポスターを道路側窓に掲示	済	○
179	H27.11.9	一般社団法人三重県配合飼料価格安定基金協会	伊勢志摩サミットポスターを道路側窓に掲示	済	○
180	H27.11.9	-	-		○
181	H27.11.9	NPO法人天満浦百人会	天満荘において①サミット開催をPRする行燈を設置②サミットポスターを掲示	済	○
182	H27.11.9	みえリーディング産業展2015実行委員会	「みえリーディング産業展2015」にて「伊勢志摩サミット開催記念クイズ大会」を開催	済	○
183	H27.11.9	株式会社三重県松阪食肉公社	伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
184	H27.11.9	三重県賃貸住宅経営者協会	「賃貸経営セミナー」での伊勢志摩サミットPR(講演会開催)	済	○
185	H27.11.10	丸之内商店街振興組合	2015年歳末大売り出しで各加盟店がサミット応援セールを実施	済	○
186	H27.11.10	三重交通グループホールディングス株式会社	ホームページへ①応援メッセージ②カウントダウン③シンボルマークを表示	済	○
187	H27.11.10	三重県社会福祉センター協議会・社会福祉法人三重県社会福祉協議会	平成27年度東海北陸社会就労センター研究協議会三重大会の冊子にシンボルマークを掲載	済	○
188	H27.11.10	-	-	済	×
189	H27.11.10	株式会社サン・シャイン	カウントダウンボード、のぼり、ジャンパー(すべて新日本工業製作)を使用しサミットをPR	済	○
190	H27.11.10	-	-		×
191	H27.11.10	株式会社第三銀行	お客様配布用のカレンダーにサミット開催日までのカウントダウン表示	済	○
192	H27.11.10	三重県信用保証協会	①本支店の各フロアにポスター掲示②名刺にシンボルマーク③封筒などにシンボルマーク	済	○
193	H27.11.10	富士ゼロックス三重株式会社	「観光サービス支援Solution Fair 2015」のお客様への案内チラシにシンボルマーク掲載	済	○
194	H27.11.11	株式会社クラユニコーポレーション	ホームページ、名刺、商品チラシへサミット応援メッセージの掲載	済	○
195	H27.11.12	株式会社トエネック 三重支店	三重県内にある10事業場の玄関周辺にサミットののぼりを設置	済	○
196	H27.11.12	NTN株式会社 産業機械事業本部	伊勢志摩サミット・ジュニアサミットPRを目的とした横断幕設置	済	○
197	H27.11.13	池坊 伊勢支部	JR伊勢市駅内の展示スペース①いけ花をサミットに向けて充実②ポスター掲示	済	○
198	H27.11.13	北伊勢上野信用金庫	定期預金満期案内のメッセージ欄に「協賛、応援、寄附」募集の案内を掲載	済	○
199	H27.11.13	アサヒビール株式会社 中部統括本部	グループ会社の飲食店舗および周辺にサミットポスター掲示	済	○
200	H27.11.13	鈴鹿花き温室組合	第33回品評会テーマを「フラワーサミットin鈴鹿～サミットの机を飾る花～」とし、ポスター掲示	済	○
201	H27.11.13	大内山酪農農業協同組合	大紀公園の牛乳パックモニュメント正面にサミット応援メッセージとシンボルマークを表示	済	○
202	H27.11.13	-	-	済	×
203	H27.11.13	-	-	済	×
204	H27.11.13	-	-		○
205	H27.11.13	三重県真珠養殖連絡協議会	全国尾節節コンクールに「伊勢志摩サミット特別賞」として真珠製品を提供し、サミットをPR	済	○
206	H27.11.16	中部電力株式会社 三重支店	電柱広告へサミット応援メッセージとシンボルマークを掲載	済	○
207	H27.11.16	中部電力株式会社 三重支店	従業員の名刺に「サミット応援メッセージとシンボルマーク」シールを貼付	済	○
208	H27.11.16	ビジネス・INN・フェニックス	フロントが伊勢志摩サミットのブルゾン(新日本工業製作)を着用	済	○
209	H27.11.16	富士ゼロックス三重株式会社	名刺裏面にサミット開催案内とシンボルマーク掲載	済	○
210	H27.11.16	株式会社一号館	広告に日程案内とシンボルマーク掲載、商品パッケージにシンボルマーク貼付	済	○
211	H27.11.16	(公財)三重県生活衛生営業指導センター	旅館ホテル・飲食店・理美容等の業者を対象に「おもてなし研修」を実施	済	○
212	H27.11.16	(公財)三重県生活衛生営業指導センター	旅館ホテル・飲食店・理美容等の業者を対象に「衛生管理研修」を実施	済	○
213	H27.11.16	三重県生活衛生同業組合連合会	加盟店舗を「おもてなし いせいサービスステーション「OSSS」」として道案内およびトイレを提供	済	○
214	H27.11.16	-	-		○
215	H27.11.16	三重県生活衛生同業組合連合会	加盟店舗に分煙の表示を推進	済	○
216	H27.11.16	三重県生活衛生同業組合連合会	県民会議作成の伊勢志摩サミットポスターを加盟店舗に掲示	済	○
217	H27.11.16	小林 美智代	伊勢志摩サミット応援歌オリジナルCD・DVDにシンボルマーク表示	済	○
218	H27.11.16	-	-	済	後日公表
219	H27.11.16	株式会社CBCテレビ	小学生の親子を対象とした三重伝統工芸ワークショップを開催し、サミットをPR	済	○
220	H27.11.16	THK株式会社 三重工場	①工場内にサミットポスター掲示②缶バッジを作成し工場従業員が着用	済	○
221	H27.11.17	伊勢志摩サミット応援ツール制作センター	みえリーディング産業展2015にて「伊勢志摩サミット応援ツール制作センター」のPRコーナーを設置	済	○
222	H27.11.17	年末・きいながしま港市実行委員会	年末・きいながしま港市で、出品希望者によるサミット記念商品の販売と専用ポップの掲示	済	○
223	H27.11.17	-	-		○
224	H27.11.17	日本郵便株式会社 東海支社	三重県、愛知県、岐阜県、静岡県郵便局窓口ロビー等へサミットポスター掲出	済	○
225	H27.11.17	有限会社伊勢文化舎	「ぼるく伊勢志摩」でサミットの話題を継続的に取り上げるとともにシンボルマーク掲載	済	○
226	H27.11.17	-	-		○
227	H27.11.17	NEMU HOTEL & RESORT	ポスター掲示、伊勢志摩サミット開催決定記念プランの販売	済	○
228	H27.11.19	-	-		後日公表
229	H27.11.19	-	-		○
230	H27.11.19	-	-		○
231	H27.11.19	-	-		○
232	H27.11.20	株式会社伊藤園	「お茶で三重を美しく。」キャンペーンを実施し、サミット前の「伊勢湾再生」等の環境保全活動に貢献	済	○
233	H27.11.20	井村屋グループ株式会社	近鉄名古屋駅構内に伊勢志摩サミット開催をPRする広告を掲示	済	○
234	H27.11.20	株式会社柿安本店	伊勢志摩の食材を活用したセミナーにおいて、会場内にポスター及びのぼり掲示	済	○
235	H27.11.24	株式会社津松菱	①店内にポスター掲示 ②店内放送 ③折込広告にカウントダウン掲載 ④カウントダウンボード設置	済	○
236	H27.11.24	-	-		○
237	H27.11.24	-	-		○
238	H27.11.24	歌のおくりもの実行委員会	クラシックコンサートでサミット参加7か国の音楽を演奏し、解説を交えて紹介	済	○
239	H27.11.24	有限会社パイテック	①サミット応援ポスターの制作、掲示②サミット開催応援イベントの実施と記念セール	済	○
240	H27.11.25	-	-		○
241	H27.11.25	-	-		○
242	H27.11.25	-	-		○
243	H27.11.25	-	-		○
244	H27.11.25	-	-		○
245	H27.11.25	-	-		○

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
246	H27.11.25	-	-		○
247	H27.11.25	-	-		○
248	H27.11.26	-	-		○
249	H27.11.26	-	-		○
250	H27.11.26	美しい森林づくり全国推進会議、公益社団法人国土緑化推進機構、ハートツリー株式会社	映画「うみやまあひだ」のチャリティ上映会やトークショー等の開催時に伊勢志摩サミットをPRなど	済	○
251	H27.11.26	-	-		○
252	H27.11.26	-	-		○
253	H27.11.26	-	-		○
254	H27.11.26	-	-		○
255	H27.11.26	-	-		○
256	H27.11.27	-	-		○
257	H27.11.30	-	-		○
258	H27.11.30	-	-		○
259	H27.11.30	-	-		後日公表
260	H27.11.30	-	-		○
261	H27.11.30	-	-		○
262	H27.11.30	-	-		○
263	H27.11.30	-	-		○
264	H27.11.30	-	-		○
265	H27.11.30	-	-		○
266	H27.11.30	-	-		○
267	H27.11.30	-	-		後日公表
268	H27.11.30	-	-		○
269	H27.11.30	-	-		○
270	H27.11.30	-	-		○
271	H27.11.30	-	-		○
272	H27.11.30	-	-		○
273	H27.11.30	-	-		○
274	H27.11.30	-	-		○
275	H27.12.1	-	-		○
276	H27.12.1	-	-		○
277	H27.12.1	-	-		○
278	H27.12.1	-	-		○
279	H27.12.1	-	-		○
280	H27.12.2	-	-		○
281	H27.12.2	-	-		○
282	H27.12.2	-	-		○
283	H27.12.2	-	-		○
284	H27.12.2	-	-		○
285	H27.12.2	-	-		○
286	H27.12.2	-	-		○
287	H27.12.2	-	-		○

(4) 企業誘致の推進について

1 企業誘致の取組について

企業投資促進制度の活用をはじめ、ワンストップサービスの提供、首都圏等でのPR活動などにより、航空・宇宙関連や「食」関連など成長産業の設備投資、マザー工場化など高付加価値化につながる設備投資、外資系企業の誘致、サービス産業や南部地域への設備投資を促進しています。

また、ものづくり基盤技術の高度化や集客・交流などの事業に取り組む中小企業の設備投資を支援しています。

さらに、市町等と連携を図りながら規制の合理化など操業環境の向上に向けた取組を進めています。

加えて、地方創生の観点から、国の特例制度や本県独自の補助制度を活用して、県内に本社機能を移す企業の誘致を推進しています。

(1) 企業投資促進制度を活用した企業誘致

企業投資促進制度を活用して、本年度は11月30日現在、10件の企業誘致を行いました。

支援制度	認定件数	概要
成長産業立地	7件	航空機、食品、医薬品、高度部材の製造施設等に関する設備投資
マザー工場化拠点立地	2件	電気機器、自動車部品の製造施設等に関する設備投資
地域資源活用型産業等立地	1件	水産加工施設等に関する設備投資

(2) 中小企業高付加価値化

県内中小企業の競争力を強化するため、ものづくり基盤技術の高度化に資する設備投資や、付加価値の高い集客・交流施設の設備投資に対して、補助金による支援を行いました。

【採択実績】 8件

(3) 企業の本社機能移転

地域再生法に基づき、企業の本社機能の移転や拡充に取り組む事業者への特例措置が設けられ、本年10月に当該特例措置の適用を受ける対象地域などを定めた地域再生計画「三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト」が国の認定を受けました。

地域再生法による特例措置や本県独自の支援制度である「本社機能移転促進補助金」などを活用して、本県への本社機能の誘致や、県内での本社機能の拡充を促進しています。

【本社機能移転等の実績】

東京都に本社を置く情報通信企業が、本年10月に企画、開発拠点を津市に設置しました。

(4) 操業環境の向上に関する取組

操業に関する規制の合理化や法手続の迅速化など、操業環境の向上に取り組んでいます。

本年度は、例えば、工場の増設に際し高圧ガス設備の設置に係る規制が課題となった事例について、企業、市、関係機関と意見交換を行い、代替措置の検討を進めました。

その結果、高圧ガス設備（シリンダーキャビネット）について、従来の指針によらず、使用条件に応じた基準の適用が可能となり、企業が投資しやすい操業環境の改善につながりました。

(5) 企業誘致活動の取組

国内外の企業の誘致に向けて、市町や金融機関等と連携して投資促進セミナーを開催するとともに、市町などが開催するセミナー等に参画し、積極的に本県の優位性などについてPR活動を行っています。

また、外資系企業の誘致については、海外ミッションを実施するなど海外でもPR活動を行っています。

① セミナーの開催等

(県主催)

開催日	名称	開催地域	参加者
平成 27 年 11 月 4 日	外資系企業セミナー	東京	108 人
平成 28 年 1 月(予定)	企業ネットワークセミナー	東京	—

(市町との連携開催)

開催日	名称	開催地域	参加者
平成 27 年 7 月 17 日	津市産業人交流会議	名古屋	90 人
平成 27 年 10 月 27 日	津市産業人交流会議	東京	90 人
平成 27 年 10 月 30 日	関西圏・産業経済人交流ネットワーク松阪	大阪	140 人
平成 27 年 11 月 9 日	伊勢志摩地域企業連携セミナー	東京	103 人

② 外資系企業誘致の取組

本年7月にフランスとイギリスで開催した対日投資セミナー等において知事をトップとする海外ミッションを実施するとともに、ジェットロやGNI協議会など関係機関と連携を図り企業誘致活動の実施や外資系企業とのネットワークの構築を進めています。

このほか、立地場所の選定から工場等建設に係る行政手続き、さらには操業後のフォローまで、ワンストップサービスを提供するとともに、県内外の企業訪問を行うなど、企業誘致活動を展開しています。

2 工場立地動向調査の結果について

国の工場立地状況調査(平成27年上期(1月～6月))の結果が発表され、県内における企業の工場用地の取得は11件(全国14位)となりました。

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
件数	30 〔上期14 下期16〕	24 〔上期9 下期15〕	43 〔上期15 下期28〕	76 〔上期27 下期49〕	11 〔上期11〕

本調査は、経済産業省が暦年毎に企業の工場用地等(敷地面積1,000㎡以上)の取得(借地を含む)状況を調査したものです。

平成27年上期調査より電気業のうち太陽光発電施設が対象外となりました。

3 今後の取組について

今後とも、市町や関係機関と連携を密に図りながら、効果的な誘致活動を展開するとともに、操業環境の向上に取り組み、企業による県内への投資を促進していきます。

また、本県への本社機能の誘致や、県内で本社機能を拡充しようとする企業の支援についても重点的に取り組み、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図ります。

(5) シャープ株式会社亀山工場立地に伴う経済波及効果等について

三重県企業立地促進条例に基づく産業集積促進補助金を活用し誘致したシャープ(株)亀山工場について、その立地に伴う経済波及効果等(雇用、税収など)を検証するため、同工場及び同工場と直接取引のある企業を対象に調査しました。

1 調査項目・対象・出典

- (1)雇用 : シャープ(株)亀山工場及び同工場と直接取引関係にある企業【合計 28 社】
- (2)税収 : シャープ(株)亀山工場及び同工場立地に伴い、新設又は増設を行った製造業 12 社、ユーティリティー関連3社及び物流関連等4社【合計 20 社】
- (3)製造品出荷額 : 経済産業省「工業統計調査」

2 調査結果の概要

(1) 雇用

- ① シャープ(株)亀山工場を含めた 28 社において、平成 27 年 5 月時点で約 10,100 名が雇用されています。

企業別内訳では、シャープ(株)亀山工場が約 2,300 名、シャープ(株)亀山工場内協力企業 約 400 名、直接取引関係にある企業 約 7,400 名となっています。

雇用形態別内訳では、正社員約 5,700 名、派遣・業務請負等従事者約 4,400 名となっています。

- ② シャープ(株)亀山工場を含めた 28 社のうち 7 社が、平成 27 年 4 月に県内高校新卒者 77 名を採用しています。シャープ(株)亀山工場が操業した平成 16 年度から平成 27 年度までの県内高校新卒者採用者数(各年 4 月採用)は累計で 1,216 名になります。

(2) 税収

調査対象とした 20 社の平成 26 年度県税収入(法人事業税、法人県民税、地方法人特別税)は約 24.9 億円で、平成 16 年度以降の税収累計額は、約 432.9 億円となりました。

(3) 製造品出荷額

県全体の製造品出荷額は平成 18 年に 10 兆円を超え、堅調に推移してきました。平成 21 年は、リーマンショック等の影響で大幅に減少したものの、平成 25 年(確報値)は持ち直し、10 兆 4,092 億円となりました。平成 18 年以降全国 9 位の水準を維持しています。

シャープ(株)亀山工場が平成 16 年 1 月に操業を開始して以降、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は、8,725 億円(H15 年)から 1 兆 7,446 億円(H25 年)と大幅に増加し、平成 16 年以降は全国 1 位の水準となっています。

3 シャープ㈱（亀山工場、三重工場）の状況等について

シャープ㈱は、経営悪化に伴う抜本的構造改革の一貫として、全ての国内事業所の45才以上59才以下の社員を対象に希望退職の募集を行い、8月21日に3,234人の応募があったと発表しました。（応募者の退職日は、9月30日。）

亀山工場及び三重工場の退職者については、同社が人材紹介会社に委託して1年間再就職支援を行うこととしており、9月17日には合同企業説明会が開催（約40社参加）され、県から説明会開催の情報提供を行った企業も参加しています。

国は、鈴鹿及び松阪のハローワークに専門相談窓口を設置しており、県では、国とも連携しながら、退職された方の今後の生活に対する不安解消につながるよう次のとおり引き続き努めていきます。

○職業訓練の紹介

退職予定者が職業訓練を希望する場合、ニーズに応じた訓練を紹介する。

- ・求職者対象委託訓練（パソコン活用、医療ビジネス等について、専門学校等に委託して3か月間実施）
- ・短期課程訓練（パソコンCAD、販売ビジネス等について、津高等技術学校で来年4月から6か月間実施予定）

○労働相談の実施

労働相談室において相談を行う。（月～金）

○人材確保をめざす企業への情報提供

人材確保をめざす他の企業に対し、ハローワークに専門相談窓口が設置されていること等を情報提供する。

シャープ株式会社亀山工場立地に伴う経済波及効果等について

1 雇用

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場立地に伴う雇用創出効果について、同工場及び同工場と直接取引関係にある企業(合計28社)を対象にヒアリング等を実施し、各企業の雇用者数を調査しました。

調査は平成27年5月1日時点の基本としています。

【調査結果】

① シャープ(株)亀山工場立地に伴い、平成27年5月時点での対象企業28社全体における雇用者数は、約10,100名となっています。

企業別内訳では、平成27年5月時点で、シャープ(株)約2,300名、シャープ(株)亀山工場内協力企業約400名、県内で新增設した関連企業約7,400名となっています。

雇用形態別では、平成27年5月時点で、正社員約5,700名、派遣・業務請負等従事者約4,400名となっています。

② シャープ(株)亀山工場を含めた28社のうち7社が、平成27年4月に県内高校新卒者77名を採用しています。平成16年度から平成27年度までの県内高校新卒者採用者数(各年4月採用)は累計1,216名になりました。

◇ 総雇用者数の推移 (概数)

(単位:名)

区分	H16.1 (操業)	H17.5	H18.5	H19.5	H20.5	H21.5	
シャープ(株)	500	1,300	2,000	2,300	3,100	3,000	
協力企業 ^{※1}	1,200	2,000	2,000	1,800	1,600	1,200	
内 訳	生産	1,000	1,600	1,500	1,300	1,100	800
	非生産	200	400	500	500	500	400
関連企業 ^{※2}	800	2,400	3,200	3,600	3,900	2,600	
計	2,500	5,700	7,200	7,700	8,600	6,800	

※1 「協力企業」:シャープ(株)亀山工場敷地内で操業している企業

※2 「関連企業」:シャープ(株)亀山工場敷地外で操業している県内立地企業

区分		H22.5	H23.5	H24.5	H25.5	H26.5	H27.5
シャープ(株)		2,700	2,200	2,200	2,200	2,200	2,300
協力企業※1		1,400	1,100	300	300	300	400
内訳	生産	1,000	800	0	0	100	100
	非生産	400	300	300	300	200	300
関連企業※2		2,800	3,800	5,200	5,700	6,100	7,400
計		6,900	7,100	7,700	8,200	8,600	10,100

◇ シャープ(株)、協力企業<工場内>、関連企業の合計(H27.5における総雇用者数)

(単位:名)

区分		企業数	雇用者数	備 考
総雇用者数		28	約 10,100	<雇用形態別> 正社員 約 5,700 派遣、請負等 約 4,400 <地域別> 亀山市内事業所分 約 7,300 鈴鹿以北事業所分 約 1,100 津市以南事業所分 約 1,700
内訳	新規採用者数	28	約 7,300	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約700
	社内異動	17	約 2,800	
	県内出身者	28	約 7,400	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約 1,800
	県外出身者	20	約 2,700	
新規県内出身常用雇用者数		19	約 3,000	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約400
H27年4月の県内高校新卒採用数		7	77	H16年度以降累計:1,216名

2 税 収

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場及び同工場立地に伴い新設又は増設を行った製造業12社(新規立地5社、新規増設2社、既存増設5社)、ユーティリティー関連3社及び物流関連等4社、計20社を対象とし、法人事業税及び法人県民税の額を計上しました。

【調査結果】

調査対象とした上記20社の平成26年度県税収入(法人事業税、法人県民税、地方法人特別税)は約24.9億円で、平成16年度以降の税込累計額は、約432.9億円となりました。

※1 「協力企業」:シャープ(株)亀山工場敷地内で操業している企業

※2 「関連企業」:シャープ(株)亀山工場敷地外で操業している県内立地企業

◇ 法人事業税及び法人県民税(法人税割のみ)調定額実績 ※3

(単位:億円)

区分	H15年度		H16年度 (操業)		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	立地 企業分 ※4	うち 鈴亀分 ※5	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分
収入 合計額	33.3	5.5	49.7	14.5	60.3	21.7	65.6	26.3	60.4	20.4	47.7	14.3
H16年度以降 累計額			49.7	14.5	110.0	36.2	175.6	62.5	236.0	82.9	283.7	97.2
H15年度比 税収増加額			16.4	9.0	27.0	16.2	32.3	20.8	27.1	14.9	14.4	8.8

区分	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分
収入 合計額	2.4	1.1	29.1	4.0	40.6	2.0	20.8	3.8	31.4	6.6	24.9	7.7
H16年度以降 累計額	286.1	98.3	315.2	102.3	355.8	104.3	376.6	108.1	408.0	114.7	432.9	122.4
H15年度比 税収増加額	0	0	0	0	7.3	0	0	0	0	1.1	0	2.2

※3 平成20年度の税制改正により、法人事業税の税率が引き下げられ、その引き下げた部分を新たに創設された地方法人特別税(国税)としているため、平成21年度以降の税収は、地方法人特別税を含めた数字

※4 「立地企業分」: 税収調査の対象としている20社の合計。

※5 「うち鈴亀分」: 20社のうち鈴鹿市・亀山市内の企業12社の合計

3 製造品出荷額

【調査結果】

- ① 県全体の製造品出荷額は平成18年に10兆円を超え、堅調に推移してきました。平成21年はリーマンショック等の影響で大幅に減少したものの、平成24年から持ち直し、平成25年(確報値)は10兆4,092億円となりました。

全国順位は、平成18年以降全国9位の水準を維持しています。

- ② シャープ(柘亀山工場)が平成16年1月に操業を開始して以降、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は、8,725億円(H15年)から1兆7,446億円(H25年)と大幅に増加し、平成16年以降、三重県は全国1位の水準となっています。

「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額の伸びを従業員規模別で比較すると、中小規模(300人未満)の事業所では238%(H25年対H15年)、大規模の事業所(300人以上)では197%(同)となっています。

◇ 三重県における製造品出荷額の推移

(単位:億円)

区分		H15年	H16年 (操業)	H17年	H18年	H19年	H20年	
製造業合計額		78,039 (100)	87,751 (112)	94,581 (121)	107,885 (138)	116,018 (149)	117,451 (151)	
全国順位		10位	10位	10位	9位	9位	9位	
電子回路製造業 電子部品・デバイス	製造品出荷額	8,725 (100)	12,491 (143)	13,359 (153)	16,126 (185)	15,666 (180)	23,656 (271)	
	全国順位	2位	1位	1位	1位	1位	1位	
	規模別 従業員	300人未満	634 (100)	1,133 (179)	1,252 (198)	1,517 (239)	2,675 (422)	2,563 (404)
		300人以上	8,091 (100)	11,359 (140)	12,107 (150)	14,609 (180)	12,991 (161)	21,093 (261)

区分		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	
製造業合計額		93,746 (120)	97,647 (125)	94,157 (121)	101,370 (130)	104,092 (133)	
全国順位		9位	9位	9位	9位	9位	
電子回路製造業 電子部品・デバイス	製造品出荷額	19,419 (223)	18,865 (216)	14,061 (161)	15,666 (180)	17,446 (200)	
	全国順位	1位	1位	1位	1位	1位	
	規模別 従業員	300人未満	1,744 (275)	1,352 (213)	1,815 (286)	2,760 (435)	1,507 (238)
		300人以上	17,675 (218)	17,513 (216)	12,246 (151)	12,906 (161)	15,939 (197)

(資料出所:経済産業省「工業統計調査」)

参考 亀山市の状況

(1)人口の状況(4月1日時点 住基台帳人口及び外国人登録者数の計)

(単位:人)

区分	H13年	H15年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
人口	47,875	47,919	48,517	48,824	49,110	50,001	50,245
うち20代	6,578	6,148	6,254	6,380	6,440	6,794	6,719
うち30代	6,038	6,383	6,740	6,892	7,065	7,306	7,384
市人口増加率 <H13比>	—	0.1%	1.3%	2.0%	2.6%	4.4%	5.0%
県人口増加率	—	0.2%	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%
20代増加率	—	-6.5%	-4.9%	-3.0%	-2.1%	3.3%	2.1%
30代増加率	—	5.7%	11.6%	14.1%	17.0%	21.0%	22.3%

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
人口	50,404	50,211	50,001	49,661	49,914	49,800
うち20代	6,663	6,348	6,010	5,719	5,551	5,263
うち30代	7,458	7,397	7,224	6,941	6,930	6,705
市人口増加 <H13比>	5.3%	4.9%	4.4%	3.7%	4.3%	4.0%
県人口増加率	-0.1%	-0.4%	-0.8%	-1.5%	-1.9%	-2.4%
20代増加率	1.3%	-3.5%	-8.6%	-13.1%	-15.6%	-20.0%
30代増加率	23.5%	22.5%	19.6%	15.0%	14.8%	11.0%

※H13、H15は、旧亀山市と旧関町の合算数字を使用（亀山市調べ）

(2) 財政の状況

(単位:百万円)

区分	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
歳入額	18,048	17,238	18,332	20,644	20,059	19,202	20,171	24,618
自主財源額	10,855	10,918	10,643	12,798	13,263	13,680	15,632	16,515
地方税額	7,707	7,386	7,175	8,039	10,092	11,000	13,254	14,618
法人市民税	747	475	680	1,073	1,534	1,965	1,765	1,443
固定資産税	3,873	4,011	3,720	4,215	5,654	5,793	7,578	9,117
自主財源割合	60.1%	63.3%	58.1%	62.0%	66.1%	71.2%	77.5%	67.1%
財政力指数(単年)	0.78	0.82	0.78	0.84	1.06	1.15	1.38	1.45
歳入額<H13比>	—	95.5%	101.6%	114.4%	111.2%	106.4%	111.8%	136.4%

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳入額	23,621	22,121	20,565	21,542	21,158	21,085	20,403
自主財源額	18,098	15,485	14,406	14,041	13,463	13,393	12,701
地方税額	13,884	12,341	11,764	10,348	11,328	10,930	10,093
法人市民税	564	922	1,194	670	897	900	752
固定資産税	9,316	7,706	6,861	5,957	6,670	6,257	5,633
自主財源割合	76.6%	70.0%	70.0%	65.2%	63.6%	63.5%	62.3%
財政力指数(単年)	1.34	1.05	0.97	0.98	0.98	0.97	0.94
歳入額<H13比>	130.9%	122.6%	113.9%	119.4%	117.2%	116.8%	113.0%

(亀山市歳入歳出決算書・予算書)

(3) 製造品出荷額の推移(従業者4人以上)

区分	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
製造品出荷額 (億円)	3,589	3,406	3,451	5,957	7,895	8,767	10,920
事業所数	169	168	162	152	158	143	150
製造業従業員数 (人)	7,758	7,953	7,669	9,583	10,206	10,701	12,008
従業員当たり製造 品出荷額(万円)	4,626	4,283	4,499	6,216	7,736	8,192	9,094
製造品出荷額 <H13比>	—	94.9%	96.1%	166.0%	167.2%	244.3%	304.3%

区分	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
製造品出荷額 (億円)	13,843	10,115	10,860	6,247	7,637	7,717
事業所数	155	142	135	133	124	119
製造業従業員数 (人)	12,438	10,657	10,523	9,846	9,630	9,498
従業員当たり製造 品出荷額(万円)	11,130	9,491	10,320	6,345	7,930	8,125
製造品出荷額 <H13比>	385.7%	281.8%	302.6%	174.1%	212.8%	215.0%

※H13年～H16年は旧亀山市と旧関町の合算数値(工業統計調査)

(4) 住宅建築(民間共同住宅)の状況

区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
アパート建築確認申請 戸数(戸)	249	458	583	695	770	282	192
延床面積(㎡)	12,448	20,810	22,310	28,258	33,498	11,357	10,854
戸数累計(戸)	249	707	1,290	1,985	2,755	3,037	3,229

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
アパート建築確認申請 戸数(戸)	34	6	12	16	30	24
延床面積(㎡)	1,921	490	1,091	799	1,712	2,604
戸数累計(戸)	3,263	3,269	3,281	3,297	3,327	3,351

(亀山市調べ)

(5) 公共交通機関の状況 (タクシーの状況)

区分	H13年度	H15年度	H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
会社数	3	6	6	6	7	6	6
台数	25	39	45	51	56	44	40

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
会社数	6	6	5	4	4	4
台数	41	40	39	37	37	37

(タクシー会社への聞き取りによる)

(6) 物流の状況(亀山IC及び亀山PAスマートIC交通量)

(単位:千台)

区分	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
亀山IC	17,486	17,478	18,324	18,518	12,737	13,145	13,118
スマートIC	—	—	—	—	90	459	498

区分	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
亀山IC	10,185	13,500	12,949	12,476	12,373	12,320	11,744
スマートIC	609	610	885	860	840	920	882

(中日本高速道路(株)調べ)

- ※ 平成17年3月、伊勢自動車道と東名阪が直結されました。
- ※ 平成17年12月、シャープ(株)亀山工場に至近の亀山PAにスマートインターチェンジが設置されました。
- ※ 平成20年2月、新名神高速道路(亀山JCT～草津JCT)が開通しました。

(7) 宿泊施設の状況

区分		H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
登録数	ビジネスホテル	1	3	3	5	5	7
	国民宿舎	1	1	1	1	1	1
	旅館	5	5	5	5	5	5
	計	7	9	9	11	11	13
室数	ビジネスホテル	85	311	311	612	612	992
	国民宿舎	26	26	26	26	26	26
	旅館	36	36	36	36	36	36
	計	147	373	373	674	674	1,054
収容人員	ビジネスホテル	88	336	336	689	689	1,308
	国民宿舎	120	120	120	120	120	120
	旅館	107	107	107	107	107	107
	計	315	563	563	916	916	1,535

区分		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
登録 数	ビジネスホテル	7	7	7	7	7	7
	国民宿舎	1	1	1	1	1	1
	旅館	5	5	5	5	5	5
	計	13	13	13	13	13	13
室数	ビジネスホテル	992	989	989	989	989	989
	国民宿舎	26	26	26	26	26	26
	旅館	36	36	36	36	36	36
	計	1,054	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
収容 人員	ビジネスホテル	1,308	1,304	1,304	1,304	1,304	1,304
	国民宿舎	120	120	120	120	120	120
	旅館	107	103	103	103	103	103
	計	1,535	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527

(観光レクリエーション入込客数推計書等)